

警察監獄學雜誌

版

權

第二卷 第二號 目錄

○警察權地方自治ニ委任スル
キ時未ダ到ラス
○内務省舊獄務顧問セーバハ
氏獄制論(承前)
●法令註解
○警察巡閱規則(承前)

○法律規則中罰例ニ係ルモノ處
斷照例ニシ義
在美作 鴨居鐵膽生

○監獄則疑問
浦和辻 鈴川

○本誌第九號廣瀨君の疑問ニ答
ふ 在群馬監獄山崎紫水

○明治二十三年中仮出獄認可及
停止人員調
○明治二十三年八九月々末現在
四員

東京古今の大火
警察官の表章
新島府警察署
巡査看守給助
利島巡査廢止
警部長の出京
身体及衣服の
捜見

○囚人の食物購求就て
○監獄則第二十八條
○警察官雨中の短靴
○賞表の付與方
○明治廿四年の監獄建築
○教誨場
○判事捕縛の顛末
○詐欺の一珍聞
○警察署へ留置すへき刑事被告

○河豚の禁は就て
○宿屋客室坪数の制限
○行政警察の話
○導火繩ハ尺數を記すへい

●寄書

○在監人番號附方ふ就て

○典獄ノ服制ハ無用ナリ
● 天下ノ一寒生寄稿
● 雜錄

●附錄

○現行警察規則釋義 警察監獄學會編纂
○監獄論調 文學士 久米金彌君

警 察 監 獄 學 會 發 兌

● 雜誌購讀者諸君ニ告ク

- 第一 警察監獄學會雜誌ヲ購讀セント欲セラル、諸君ハ職業姓名(官衙ニ奉職セラル、)者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ
- 第二 雜誌ノ號數ヲ指定シ一ヶ月分ノ前金拾貳錢トス雜誌ハ少クモ一ヶ月分ヲ豫約セラル、ニアラザレハ送本セズ
- 第三 雜誌ノ購讀ヲ廢止セラレントスルトキハ必ス前以テ其旨通報アルベシ此通報ナキハ假令
- 第四 前金打切ル、モ雜誌ヲ郵送シテ金申受クベシ
- 第一 代金ハ總テ前金拂トシ一ヶ月分取廻メ前月末日ヲ期シ郵便爲換若クハ通運便ヲ以テ主任
- 二 通運便ヲ以テ送金セラル、モ但郵便爲換ハ東京四谷郵便電信局へ振込アルベシ
- 三 雜誌代金ハ郵便券ニ依リ數月分取廻メ豫メ送付セラル、モ妨ケナシ
- 四 雜誌代金ヲ送付セラル、モ別ニ領收證ヲ發セス雜誌ノ帶封へ(濟)ノ一字ヲ朱印シ代金送付済
- 五 購讀廢止ノ通知ナクシテ其月ニ至ルモ尙ホ其費用ハ別ニ送付セラル、モ且ツ雜誌ヲ發送シタルハ
- 該帶封へ(督)ノ一字ヲ朱印シ御送金ヲ促スヘシ但購讀廢止前ニ係ル雜誌發行前ニ於テ拂込ナキハ其姓名
- 第五 雜誌購讀者ニシテ一官衙内ニ奉職セラル、者ハ可成其間ニ於テ代金取廻擔當者ヲ設ケ購讀者ノ出入ヲ報シ代金ヲ取集メ及ヒ之ヲ送付スルノ勞ヲ取ラレシテ望ム但シ代金取廻擔當者ヲ設ケラレタルハ其官職姓名ヲ通知セラレタシ

警察監獄學會

雜誌出版主任

磯村

兌貞

警察監獄學會雜誌第一卷第一號

司法警察ヲ行フヘキ義務ヲ負ヒ小事ニ在テハ自治

警察監獄學會雜誌第二卷第二號

論說

●警察權ヲ地方自治体ニ委任スヘ

キ時未タ到ラス

八木秀太郎 草稿

我國地方自治ノ制度ヲ施行シテ以來未タ數年ナラス從テ其基礎亦未タ堅固ナリト謂フヘカラス最下級ノ團體タル市町村サヘモ往々自治ノ實擧ラス紛々擾々タル形勢ヲ現出スルコトアリト聞ク且府縣制及郡制ノ施行ヲモ延期セントノ議論サヘアルニアラスヤ自治体ノ現狀既ニ此ノ如シ然ルニ今遽ニ煩雜無比ノ警察事務ヲ以テ尙幼稚ノ域ヲ脱セサル自治体ノ負擔ニ歸セントス予ノ之ヲ異シムモノ決シテ謂レナキニアラサルヘシ回顧スレハ我國封建時代ノ町村ハ幾分ノ警察權ヲ掌有シ目付若クハ火附盜賊改方ノ監督ノ下

ニ司法警察ヲ行フヘキ義務ヲ負ヒ小事ニ在テハ自治ノ範圍内ニ於テ警察ノ事ヲ專行シタルヲモアルカ如シ故ニ若シ當時ヨリ引續キ警察權ヲ町村ニ屬シタルコトナラシニハ或ハ方今既ニ十分ノ發達ヲ見タルコトナラント想像セラルレトモ如何セン此二十年間ノ中絶ハ殆ト全ク其能力ヲ失却セシメタルカ如キヲ試ニ町村長ノ名譽職ニアル者ハ重モニ如何ナル人物ヨリ出ツルカヲ見ヨ大抵第一流ノ名望家ハ避ケテ出テス若シ好テ選ニ應スルモノアレハ概シテ物數奇ノ冷評ヲ免レサルニアラスヤ夫レ地方ノ實況既ニ此ノ如シトスレハ安ソ重要ナル警察事務ヲ以テ町村ノ負擔ニ一任スヘケンヤ抑モ名譽職ハ地方自治ノ一主要件ナリ然ルニ其價值ヲ辨知スル者サヘ未タ甚タ多カラサレハ自治制ノ根底亦未タ確立セリト謂フヲ得ス結局世人ハ未タ全ク公共ノ生活ニ慣熟セサルナリ公共ノ利害ヲ以テ自己ノ頭上ニ懸ルモノトスルノ念尙薄

論 說

キナリ聞クカ如シハ町村自治本然ノ事業トテハ未タ完備ノ域ニ達セス或ハ未タ其緒ニ就カスト云フモ誣言ニハアラサルカ如シ現今町村ノ事務トシテ其執掌スル所ハ主トシテ國家ノ爲メニ其委任ヲ受ケテ處辨スルモノニ過キス收稅徵兵戸籍ノ如キ是レナリ故ニ今又警察ノ事務ヲ以テ町村ノ自治ニ歸センカ町村ハ其任務ノ繁ニ堪ヘス又其負擔ノ重キニ難ムヘシ負荷重キニ失スルトキハ物トシテ挫挫セサルハナシ擔夫ノ重量過大ナルトキハ蹶カサレハ蹶ラン是レ自然ノ理ナリ然ラハ町村モ其未タ十分發育セサルニ強テ責ムルニ難キヲ以テスレハ恐クハ其生長ヲ妨ケ全然其生存ヲ室息スルノ患アラソコトヲ自治ノ制度ハ其成立ノ日尙淺シ今日ハ其發育ヲ幫助シ其根本ヲ鞏固ニスヘキ時ナリ何ヲ苦テ急激ニ其範圍ノ完全ナランコトヲ責ムルヲ要センヤ警察ノ一事ヲ缺如スレハトテ自治ノ制度ヲ損スルトハ言フヘカラス自治ノ基礎既

漸次其勢ヲ養成シタルモノナリ決シテ一朝ニ之ヲ呵成シタルニハアラサルナリ今其由來ヲ尋ルニ中古封建割據ノ世ニ方リ王政ハ萎靡シ諸侯ハ互ニ兵ヲ交ヘテ止ム時ナク安全ハ地ヲ拂ヒ王侯ノ威力ハ自ラ削減シテ地ニ墮タルニ乘シ市府ハ漸次獨立ノ姿ヲ顯ハシ遂ニ個々一小國ノ体面ヲ成スニ至リ其形勢今ノ所謂自治ノ比ニハアラサリシナリ是ヲ以テ爾後國力興復スルニ及ヒテモ一時ニ市府ノ自治ヲ全廢スルノ難キヲ察シ警察權ノ如キモ同シク市府ノ掌中ニ存置シ以テ今日ノ如キ町村ハ國家ノ監督ヲ受ケテ自治ヲ行フノ有様ヲ馴致シタルナリ然レトモ大都市ニ至テハ其警察ノ關係至テ廣ク從テ其自治ニ一任スヘカラサルヲ以テ夙ク既ニ國家ノ所掌ニ歸セリ唯郡村ノ警察ハ其事亦繁多ナラス故ニ町村自治ノ機關ヲシテ之ヲ執掌セシムルモ實際妨ナキヲ以テ此ノ如クナシアルナリ而ルモ仍舊國ニ於テハ警察ハ國家ノ作用ニ屬ス

ニ確立シテ明ニ餘力ヲ存スルノ場合ニ至レハ勿論警察ノ一部ヲ割テ町村ノ處理ニ屬スルヲ適當トスヘシ然レトモ設令ヒ此域ニ進ミタレハトテ純然タル自治ニ放任センコトハ警察ノ本体之ヲ容ルサルナリ警察ハ敏活ナル運動ヲ要シ畫一ノ施行ヲ要ス故ニ司法ニ同ク國家ノ一作用トナシ之ヲシテ宛モ頭腦ノ手足ヲ使フカ如ク自由自在ニ其機關ヲ運轉シ得セシメンコト最緊要ナリトス是ニ於テカ警察ノ運用宜シキヲ得ンコハ官治ト自治トナク巧ニ調合シテ其間ニ微妙ノ效用ヲ逞フセサルヘカラス若シ不幸ニシテ配劑ノ方ヲ誤ルトキハ其流毒實ニ搢ルヘカラルモノアラソ故ニ危キニ近カサラント欲スレハ寧ロ初ヨリ之ヲ國家ノ所掌ニ存置スルヲ安全ナリトスヘシ警察ヲ町村ノ自治ニ屬センコト豈輕舉ニ失スヘケンヤ

歐洲ニ在テハ英獨諸國ノ如キ警察ヲ町村ノ自治ニ一任スト云フト雖是レ蓋シ多年ノ歴史アリ沿革アリテヘシトノ原則(郡制第二十一條ニ警察ハ國王ノ名ニ於テ行フトアリ)ヲ確守シ數町村ヲ合セテ所謂警察區ヲ構成シ其區長ハ郡會ヨリ推選セシメテ州長之ヲ任命スルノ制トナシ以テ地方警察ハ官治ト自治トノ中間ニ介立シテ微妙ナル運用ヲナスコトヲ得セシムルナリ上來述フルカ如クナレハ歐洲ニ於テハ地方自治ノ警察會テ過度ニ發達シ之ヲ幾分カ國家ノ中心ニ聚集シ來リテ以テ適度ヲ得ント計リタルナレハ其次全ク我國ニ異ナリトス我ハ上ヨリ下ニ及ホサントスルナリ彼ハ下ヨリ上ニ及ホシタルナリ論者ハ須ク先ツ此區別アルヲ知了セサルヘカラス

次ニ執行吏ノ事ヲ一言センニ論者ハ地方警察ノ事務ヲ自治体ニ轉屬シタル上ハ之ヲ如何セントスルノ意ナルカ

(未完)

●獄制論 (承前)

内務省備フランゼーバツハ君演説
獄務顧問

小川滋次郎君譯述

次ニ行刑法中ニハ監獄ノ目的即チ犯罪ノ減少ハ如何ナル主義ニ據ツテ之ヲ達スヘキカヲ明定スルヲ要ス監獄ハ獨リ囚人ヲ確實ニ檢束スルノミヲ以テ足レリトセス併セテ亦之ヲ矯正感化セサルヘカラサルコトハ今日ニ在テハ既ニ何人モ之ヲ是認シテ亦疑ヒヲ挾行刑ノ目的ヲ達スル唯一ノ方法ハ個人ノ待遇ニ在リ

ム者アラサルナリ然リ、而シテ矯正感化ノ目的ハ總合的の遇囚法ノ能ク之ヲ達シ得ル所ニ非ラサルハ既往ノ經驗ニ徴スルモ亦タ明テハナリ此目的ヲ達スル唯一ノ方法ハ獨リ個人的待遇法ハ一アルハミ

刑ハ苦痛ノ物タリ、實際又苦痛ノ物タラサルヘカサルナリ然レモ其苦痛ハ須ラク道義ノ範圍内ニアツテ能ク犯罪ノ事實ニ恰當シ且ツ之レニ由ツテ矯正感

ヲ離居房ニ移スモノ即チ是レナリ尤モ此ニ所謂、離居房トハ共同就役ト謂フノ義ニシテ夜間及ヒ休役ノ時間ハ凡ヘテ分房ノ内ニ隔離スルモノトス

離居拘禁ノ制ハ嘗ニ犯罪ヲ防制スルノ目的ヲ達スル能ハサルノミナラス偶マ以テ之ヲ育成助長スルニ至ルチ免レサルハ何人モ亦タ疑チ容レサル所ナリ、離居制ニ由ツテ矯正感化ノ目的ヲ達セシムルハ猶ホ木ニ縁ツテ魚ヲ求ムルカ如シ蓋シ罪惡ハ傳染病ト一般

ニシテ之レニ近接スレハ忽チ相感染ス而シテ其感染力ノ強盛ニシテ且ツ迅速ナル實ニ豫想ノ外ニ出ツルモノアリ、醜ハ益々醜ニ、醜ナラサル者亦終ニ醜ニ化スルニ至ルハ離居制自然ノ結果ト謂フヘキナリ

是ヲ以テ犯罪者ハ恰カモ傳染病者ヲ待ツカ如ク嚴重ニ之ヲ隔離拘禁セサルヘカラス

日本ノ監獄則ニ由ツテ見レハ其採所、離居拘禁ノ

化セシムルニ足ルノ性質ヲ具有セサルヘカラス此主義ニシテ若シ果シテ獄制改良ノ上ニ採用セラルトナラハ構造置囚、拘禁、給與等諸般ノ規則ハ凡ヘテ此主義ニ由ツテ之ヲ定メ宜シク行刑法中ニ之ヲ明揭スルコトヲ要ス

拘禁制ノ撰擇ハ最重要ニシテ然カモ最モ困難ナルノ問題ナリ而シテ其困難ナル所以ノモノハ常ニ經濟上ニ密着ノ關係ヲ有スルモノナレハナリ然レモ鄙見ニ由レハ最モ不廉ナル拘禁制モ若シ其制ニシテ果シテ能ク犯罪ノ増殖ヲ阻絶スルノ堤防タルチ得ハ却ツテ彼ノ最モ廉直ニシテ無効ナル制ニ比シテ遙カニ廉直ナルモノナリト謂ハサルチ得ス

鄙見ニ由レハ拘禁制ノ撰擇ニ入ルヘキモノ僅カニ二種アルノミ即チ一チ分房制ト稱シ晝夜、一房ニ一囚チ分禁スルモノトシ一ハ階級制ト稱シ最初先ツ一囚チ一房ニ拘禁シ一定ノ期限ヲ經過シタル後ニ於テ之

制ニアルハ明瞭ナリ尤モ離居拘禁ノ弊害ヲシテ成ルヘク之ヲ減少セシメンカ爲メニ所謂、級別法ヲ採用シテ囚人別異ノ旨義ヲ貫徹セシメントセリ而シテ其之ヲ別異スルヤ男女、其性ノ異ル者ハ勿論、年齢ニ由リ犯數ニ由リ若クハ罪質ニ由リ、用意頗フル周密ナリト謂フヘシ、然ルニ事ノ實際ニ就テ之ヲ見レハ到日本現時ノ監獄、其能ク囚人別異ノ規定ヲ實行スルニ足ルヘキ構造上ノ設備アルモノハ蓋シ罕レナリ而シテ其小監獄ノ如キハ多クハ犯數及ヒ年齢ニ由ルノ別異スラ之ヲ實行スル能ハス甚シキハ刑事被告人ヲ以テ之ヲ囚人監ニ拘禁スルモノアリ、偶マ別異ヲ實行スルモノアリト雖モ構造、其宜シキチ得サルカ故ニ容易ニ隣房若クハ對房、相通聲談話スルチ得ヘシ故ニ別異ト稱スルモノ其實、儀式上ニ止マルノ譏チ免ル、ナキチ得ンヤ、縱令ヒマタ構造完全ニシテ充分、別異ヲ實行スルチ得ルトスル

論 說

モ級別的區分ノ本旨ヲ徹底セシメントハ蓋シ至難ノ業ナリト謂ハサルヲ得太何トナレハ同一性情ノ人物ヲ振擧集團セシムルヲ幾ント言フヘクシテ行フヘカラサルコトナルヲ以テナリ、或ル有名ナル刑法學者ハ曾ツテ這般ノ事業ヲ評シテヘルクレスノ事業ナリト謂ヘリ其意蓋シ假想的即チ實行スヘカラサル事業ト謂フノ義ナリ、人心ノ異ルヲ猶ホ其面ノ相同シカラサルカ如シ、其真相ヲ看破シテ能ク集團排異ヲ實行スルコト豈ニ容易ノ業ナランヤ、同一ノ罪質、同一ノ年齡、同一ノ犯數、中ニモ尙ホ奸惡ナル者ト不良ハ甚シカラサル者トハ異類アルヘク罪惡ノ傳播ハ到底全ク之ヲ阻絶スルコト能ハサルヘキナリ若シ果シテ之ヲ阻絶スル能ハサルモノトスレハ級別法モ亦尋常一般ノ雜居制ト相距ル五十歩百歩ノ間ニアリト謂フヘシ

罪惡傳播ノ弊害ヲ防遏シ得ル所ノモノハ唯タ分房制

カラサルヲ以テナリ

分房制ハ之レニ由ツテ能ク矯正感化ノ目的ヲ貫徹スルヲ得ヘシ蓋シ當ニ罪惡ノ傳播ヲ防遏シ得ルノミナラス囚人ヲシテ潛心熟慮他ノ妨害ヲ受クルコトナクノ矯正悔悟スルノ機會ヲ得セシムヘキヲ以テナリ如何ナル反對論者中ニ於テモ分房制ハ少クモ罪惡傳播ノ弊ヲ防遏スルノ利益アルノ點ニ就テハ一人ノ亦之ヲ否認スル者アルヲ見ス

分房制ノ目的ハ唯タ囚人ヲシテ有害ノ交際即チ同囚間ノ通聲談話ヲ避ケシメント欲スルニアルカ故ニ矯正上有益ナルノ交際ハ機ニ投シテ成ルヘク頻々之ヲ行フ是ヲ以テ嚴ニ分房制ヲ實行スルモ之レカ爲メニ囚人ヲ監房内ニ生埋シ了スルモノナリト謂フカ如キ譏アルヲ免レ得ヘキナリ

多數ノ犯罪者ニ就テ其罪惡發達ノ經歷ヲ調査スルニ其原因スル所多クハ皆十其幼年ノ時代ニ於テ其伏因

六

即チ一房ニ一囚ヲ拘禁執行スル方法ノ一アルノミ日本ニ於テハ今日ニ至ル迄、未タ分房制ヲ實行セラレタルコトアルヲ聞カス蓋シ此分房制ナルモノハ幾多ノ非難ヲ排シ攻撃ヲ破フリ今ヤ全勝ヲ監獄界ニ制シ盡夜分房、終ニ斯ノ改良事業ノ羈王タルニ至レリ分房制ハ全勝、制ハ實ニ刑ノ目的ヲ貫徹スルニ適シタル唯一ノ拘禁法ナリト謂フヘシ

分房制ハ公正ノ旨義ニ適ス何トナレハ善良ナル者ハ之レニ由ツテ恩惠ヲ感シ不長ナルモノハ之レニ由ツテ非常ノ苦痛ヲ感スヘキヲ以テナリ

分房制ノ執行ヲ俟ツテ始メテ真正ノ自由刑タルヲ得ヘシ蓋シ囚人ヲシテ眞ニ其自由ノ剝奪ヲ感知セシメ強盛ナル國家ノ權力ニ對シテ其意想ヲ屈服スルノ止ムヲ得サルヲヲ領得セシムヘキヲ以テナリ

分房制ハ道義的嚴正ノ旨義ニ適ス何トナレハ之レニ由ツテ執行スルトキハ虐待苛遇ニ陷ルノ嫌ヒアルヘ

アルヲ見ル規律ナク教育ナクシテ成長シ、或ハ兩親ノ鞠養スル者ナクシテ遑々路頭ニ彷徨スルカ爲メニ、或ハ其匪類ノ兩親ニ誘惑セラル、カ爲メニ終ニ罪ヲ犯シテ裁判官ノ審判スル所トナリ此ニ短期刑ノ處斷ヲ受ケテ初メテ小監獄ニ拘禁セラル、ノ身トナルニ至リ繋留未タ數旬ナラサルニ既ニ充分、罪惡ニ薰陶セラレ、腐化醜變、生涯ノ否運、此ニ定マル、若シ夫レ初犯入監ノ際ニ於テ最モ嚴正且ツ最モ適實ニ其刑ヲ執行シ以テ犯罪者ヲシテ其衷心ヨリ刑法ノ尊重スヘキコト及ヒ刑ノ恐怖スヘキヲ領知セシムルヲ得ハ彼ノ幾多ノ監獄ヲ充タス所ノ慣習的罪囚ニ就キ其幾分ハ豫メ之ヲ監獄ヨリ絶縁セシムルヲ得タルコトナリト信ス畢竟スルニ罪囚増加ノ主タル原因ハ之ヲ以テ短期初犯囚ニ對スル治獄法ノ完備セサルニ歸セスンハアルヘカラス、短期初犯囚ニ對スル治獄法

論 說

ノ整否ハ以テ監獄改良事業ノ程度ヲト知スルノ標準トナルニ足ル者アルヲ信ス蓋シ治獄ノ要務ハ既成ノ犯罪ヲ防絶スルニ非スシテ之レカ根底ヲ漸滅シ之レカ泉源ヲ閉塞スルニアリト謂フヘキナリ

最モ嚴重ニ罪囚ヲ檢束スルノ一事ハ監獄ニ於ケル最緊要件ノ一ニ属スルモノナリト謂フヘシ然ルニ日本ニ於テハ能ク此要件ヲ充タスノ監獄トシテ見ルヘキモノハ至ツテ僅小ナルモノ、如シ(若シ他日、東京集治監ノ新築落成ヲ見ルニ至テハ該監コソ始メテ此要件ヲ具備スルヲ得ヘシ)到ル所ノ監獄、凡ヘテ是レ本造ニシテ稀レニ堅牢ノ牆壁ヲ以テ圍繞セシムルモノアルヲ見ルニ過キス一朝若シ不慮ノ事變アリトセン乎、戒護上、甚タ懸念ナキ能ハス、獨リ戒護上ノ懸念アルノミナラス、如キノ狀態ハ爲メニ行刑ノ旨義ヲ妨害スルニ至ルコト甚少ニ非ラス、則チ行刑ノ要義タル嚴正ノ旨趣ハ到底之ヲ貫徹スヘキニアラサルナ

ナリ
監獄ノ改良、セント欲セハ先ツ其監舍ヲ改築スルニ着手スヘキナリ
若クハ新造セサルヘカラス而シテ其之ヲ改築若クハ新造スルヤ第一ニ短期初犯ノ者即チ改良感化ノ望ミアル所ノ者ヲ拘禁スル所

ノ監獄ヨリ着手スヘキナリ

(第一)拘置監 拘置監ハ成ルヘク裁判所ニ近接シタル位置ニ之ヲ築造スルコトヲ要ス而シテ短期刑即チ拘留及ヒ一定ノ刑期以下(區裁判所ニ於テ處斷スルヲ得ヘキ最長刑期ヲ於テ限度トスヘシ)ノ禁錮ヲ執行スル所ノ(第二)囚人監ハ拘置監ニ聯接セシムルヲ要ス但シ其事務ハ全然之ヲ殊別セシメサルヘカラサルハ勿論ナリ、此種ノ囚人監ハ盡ク分房制ヲ以テ之ヲ管理スヘシ、拘置監ニ於テハ必スシモ盡ク分房制ニ由ツテ管理スルヲ要セサルモ成ルヘク其方針ヲ此ニ採ルコトヲ要ス蓋シ其短期刑執行ノ囚人監ニ於テ

リ若シ夫レ斷然、嚴正ノ旨義ヲ貫徹セシメント欲セシ乎罪囚ハ既ニ其内心ニ監獄ノ弱點ヲ看破シアルカ故ニ其結果ハ偶マ因情ノ激昂ヲ招來シ終ニ如何ナル事變ヲ惹起スルニ至ルヤモ測ルヘカラス而シテ構造堅牢ナラサレハ能ク、之ヲ鎮壓シテ監獄ノ威嚴ヲ保全セシムルコト至難ナリト謂フヘシ、故ニ監獄ハ常ニ罪囚ヲ管制スル上ニ於テ幾分カ斟酌ヲ施ス所ナキ能ハス是レ豈ニ嚴正ノ本旨ニ適スルモノナランヤ日本ノ監獄ニ於ケル逃走囚ノ員數ハ實ニ夥多ナリト謂フヘシ然レモ其構造ノ脆弱ナル割合ニハ尙ホ少數ナリト謂ハサルヲ得ス而シテ其少數ナル所以ノモノ是レ豈ニ遇囚ノ充分ナル嚴正ヲ缺クノ徵證ニアラサルナキヲ得ンヤ構造ノ美惡ハ治獄ノ消長ニ關スルコト最モ少カラス完全ナル構造ヲ俟ツテ始メテ行刑ノ嚴正旨義ヲ貫徹シ、自由刑ヲシテ眞ニ自由剝奪ノ價値アラシメ、終ニ能ク矯正感化ノ目的ヲ達シ得ヘキ

全然分房制ノ拘禁ヲ必要トスル所以ノモノハ未ダ罪惡ノ成熟セサル前ニ當ツテ一面、感染ヲ防キ一面、矯正ヲ施シ、罪囚ヲシテ眞心、法律秩序ヲ尊重スルノ念ヲ起シ一個有用ノ良民トナツテ社會ニ復歸セシメン

ト欲スレハナリ
男女ハ之ヲ離隔スルコト最モ峻嚴ニシテ毫モ互ヒニ相見ルノ機會ヲ得セシメサルヲ要ス

(第三)地方監獄 地方監獄ハ長期ノ禁錮刑ヲ執行スルノ所トス

地方監獄ハ其収監人員ノ多少ニ由ツテ其大サヲ定ム一監獄ハ定員ハ五、五百囚ヲ以テ限度トナスヲ要ス若シ此限度ヲ超加スルトキハ從フテ個人的待遇ノ旨趣ヲ貫徹シ能ハサルコトヲ恐レスンハアラス

(未完)

法令註解

●警察巡閱規則

(承前)

故ニ此項ニ於テ査閲スルハ専ラ署若クハ駐在所ニ在勤セル巡査ニ就テ之ヲ爲スヘシ斯ク云ヘハ或ハ疑ヲ起シテ之ヲ訝ル人モアラン何トナレハ教習所トテモ警察事務ヲ訓習スル所ナリ其受業生タルモノ、中ニハ既ニ巡査ノ命ヲ拜シタルモノモアリ且警部長ニ於テハ常ニ其實際ハ見聞シ居ルト雖其見聞ノ實況ヲ報告スルコトハ絶テアルコトナシ故ニ巡閱ヲ行フノ際之ヲ査閲シテ其得タル實況ヲ報告スルニ於テ何ノ妨ケカ之レアラント此疑甚理アリ勿論教習所ヲ巡閱スルハ不可ナリトハ云ハサルナリ其査閲ノ實況ヲ報告スルハ素ヨリ同感ナリ釋者ノ爰ニ杞憂ヲ抱テ喋々スルモノハ往々教習所ノミノ査閲巡視ニ止メ一般巡査ノ教習如何ヲ顧ミルモノ殊ニ慚キヲ見テ巡閱官或ハ

六 注意警察

七 服務及責任

八 警察志想ノ發達

九 探偵檢證ノ報告文

十 探偵搜查ノ要點

右ノ如キ項目ニ就キ或ハ之ヲ解釋シ或ハ之ヲ教授シ訓導スル等はレ皆教習ナラサルハナシ而シテ之ヲ誤テ訓授ノ項ニ入ル、モノアリ訓授ハ教習ト其實質異ニス是ヲ以テ彼レト混同スルハ適々誤レルノミ而シテ此教習ハ如何ナル場合ニ於テ之ヲ爲スヘキ乎素ヨリ之レカ定則ハナケレトモ重ニ訓授ノ際其時間ヲ繰合セテ之ヲ爲サハ不都合ナカラン職ニ巡閱ニ當ルノ官吏ハ勿論署長タル人々ニ在テモ宜シク本項ノ意義ヲ了解シテ巡査ノ教習ヲ怠ルコトナク査閲ノ際ニ於テ不都合ノコトナク好成绩ヲ擧クルコトニ注意セラ

此規則ノ主旨ヲ誤テ此見當違ヲ爲スニアラサルヤチ慮リテ爾ク之ヲ論去セシナリ

教習トハ巡査一般ノ教習ニシテ恰モ兵卒ニ於ケル教育ト云フカ如シ兵卒ヲ教育スルニハ下士官及將校ノ任ニシテ巡査ヲ教習スルハ署長ノ職タリ兵卒ハ兵事ノ外ニ普通ノ教育ヲ授ク故ニ教育ト云フテ適當スレトモ巡査ハ普通ノ教育ヲ授クル必要ナシ故ニ單ニ職務ニ關スル教習ヲ爲スノミ教習ノ方法ニ就テハ茲ニ之ヲ詳論スヘキ場合ニアラスト雖如何ナル事柄ヲ以テ巡査ノ教習トナスヤチ疑フ人モアルヘシ因テ大要ヲ擧クレハ

一 法律命令ノ讀法及義解

二 警察官吏ノ心得

三 行政警察司法警察ノ差別

四 警察官吏ノ職權及權限

五 執行警察

ルハ當然ナレトモ本項ノ教習トハ單ニ教習所ニ就テノミ掲出シタルモノト誤ルコトナク一般ノ巡査ニ於ケル教習ノ方法及其實況成績等ニ就テモ亦觀察アラソコトヲ要ス

訓授ハ教習ト其義異ナリ其義ノ異ナルニモ拘ハラズ之ヲ同一視シ訓授ノ名ノ下ニ法律規則ノ講義ヲ爲シ若クハ題ヲ設ケテ之ヲ討論輪議ニ付シ訓授者ハ會頭ノ位置ニ居テ之レカ決ヲ採ル等ノ所爲ヲ行フ者アリ而シテ何事ヲ訓授セシカト問ハ、終ニ一ノ訓授ナクシテ之ヲ訓授セリト云フニ過キス何ソ其ノ誤レルノ甚シキヤ講義會讀ハ一ノ教習ニシテ訓授ニハアラス尤モ各地方ニ於テ訓授ノ目ヲ定メタル中ニ訓授日程ヲ定メ擊劍ヲ始トノ刑法治罪法其他重ナル法律規則ノ名目ヲ掲出シタルアリ是レ或ハ據ル所アツテ然ルヤ否ヲ知ラスト雖內務省訓令ヲ以テ定メラレタル公然タル巡閱規則ニ於テ教習及訓授ト掲ケタル所ニ由

法令註解

十二

テ見レハ教習ハ則教習ニノ調授ハ則調授ナリ之ヲ混同シ得サルハ既ニ明了ナル所ニノ何リ刑法治罪法等ノ講義ヲ爲スヲ以テ調授ノ主要トスルヲ得ンヤ
調授ハ巡查ノ職務ヲ行フニ方リ其準據スヘキ事項ヲ訓令指揮スルノ旨意ニシテ實事實物ニ付テ之ニ訓導指授スルナリ例セハ

人相書ノ交付

盜難品觸ノ通知

戸口調査

道路橋梁破損所ノ視察

乞丐放逐

馬車人力車ニ對スル注意

某規則實施上ノ景況視察

風俗取締ニ關スル注意

衛生警察上ノ注意

田野警察上ノ注意

ムル事柄ヲ調授スルヲ要ス其他執行スヘキ事柄ニ對シ其方法順序ヲ指示シ又ハ其巡查ノ報告ニ對シ可否得失ヲ擧ケ或ハ注意ノ足ラサル所ヲ指摘シ之ヲ訓導スル等ノ事コソ調授ノ精神ニシテ巡查ニ教育ヲ與フルヲ以テ調授トスルハ誤レリト謂ツヘシ
茲ニ注意ヲ請フコトアリ他ニアラス上來述ヘタル如クニスレハ新發ノ法律規則ハ巡查ニ調授スルヲ得ス從テ巡查ハ其疑ヲ闕クコトヲ得ス執行上ニ不都合ヲ生セント難スル人アラソハ尤ノ次第ニシテ是レ注意ヲ請フ所以ナリ勿論調授ノ席ニ於テ教習スルヲ不可ナリトハ云ハス且新發ノ法律規則ニ對シ其意義ヲ解説シ因テ以テ執行上必要ナル事件ヲ調授スルハ毫モ妨ケアルコトナク至極便利ナル方法ナリト思考ス多クノ地方ニ於テハ調授ノ材料ナク不得已書籍ヲ編キ逐條之ヲ講義シ若クハ問題ヲ設ケテ巡查ヲシテ交々之レニ答ヘシメ其誤謬アル點ヲ指摘シテ解説シ以

法令註解

十三

旅舍取締ニ關スル注意
行旅保安ニ關スル注意

等ノ如キ事柄ニ付キ其日ニ於テ行フヘキ第一主要ナル事項ヲ調授シ其成績ヲ報告セシムルナリ故ニ甲ノ日ニ於テハ巡查ニ人相書ヲ示シテ之レニ附隨スル要件ヲ調授シ且戸口調査、旅舍檢査、風俗ニ關スル取締ヲ爲スヘキコトヲ命ス而シテ各項コトニ注意スヘキ事柄ヲ調授スルナリ又乙ノ日ニ於テハ乞丐者ヲ放逐スルコト、衛生警察ニ關スル注意視察ノコト、道路若クハ橋梁ノ破損危險ノ有無ヲ視察スルコト等ヲ調授シ丙ノ日ニ於テハ何々ノ規則ハ如何ナル有様ニ實施サレ得ルカ人民ニ於テ此規則ヲ會得シ居ルカ否及行旅人ハ其縣下ニ於テ不利ナル所爲ヲ受ケハセヌカ車夫馬丁ノ爲メニ凌辱屈害ヲ被ムリハセヌカ等ヲ視察スルコトヲ調授スルカ如キ毎日其日常番ノ巡查ニ普通視察ノ外特ニ視察シテ有無トモ之ヲ報告セシテ一日ノ調授ニ充ツルモノアリト聞ク斯ノ如キ地方ハ教育ト指導トヲ混同シタルモノニシテ本則ノ精神ヲ誤マレルヲ免レヌ

巡閱官諸君ハ警察署若クハ分署ニ臨ミ順次査閲ヲ行ヒ本則第十二項ニ至リ教習及調授ノ狀況ヲ視察スルニ方リ上來叙述シタル事項ヲ參考シ署長ニ於テ意義ヲ誤リ教習ト調授トヲ混同セサルヤ教習トハ唯教習所受業生ニ限ルコトニテ在勤巡查ニハ關係ナシトノ意念アリテ其部下ノ巡查ニ向テ教習ヲ與ヘサルノ狀アルヤ否等ニ注意シ署長ニ就キ其所思チ叩キ斯クノ如キ誤解ナカラシムコトヲ訓令セラレシコトヲ希望ス

(未完)



問 答

問 答

●法律規則中罰例ニ係ルモノ處斷 照例ニ關シ質義

在美作 鴨居鐵膽生

明治十四年十二月布告第七十二號第六條ヲ見ルニ法律規則中罰例アリト雖モ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依テ所斷ストアリ之レニ由テ是レヲ觀レバ刑法中凡テ明文アルモノハ他ノ法律規則中何等ノ明文アルモ悉ク徒法ニ屬スルノ感アリ素ヨリ該布告發布以前ヨリ在來ノモノハ該布告ニ依ルベキハ論ヲ待タザレモ其以降發布ノ法律規則ニシテ之レニ抵觸（仮令ハ刑法第四百廿七條第十項ト明治十九年內務省令第十九號第二條及「墓地及埋火葬取締規則」ト抵觸ノ類）セルガ如キハ殊更徒法ヲ設クルノ感ナキ能ハズ立法者ハ何チ苦シデカ此徒法ヲ設クルノ必要アルヤ生ハ頗ル其解釋ニ苦シム記シテ大方ノ識者諸君ニ問フ諸君幸ニ教示セヨ

●監獄則疑問

浦和 辻 鈴 川

方諸士ノ垂示ヲ請ハシ

●本會第九號廣瀨君の疑問に答ふ

在群馬監獄 山 崎 紫 水

抑司獄官の在監人を遇するや其罪質の如何、及有賞囚人、刑事被告人等の差違あるに從て之を遇するの異なるは理の當然なり然れども其の所遇に至て最も區別し難きものあり曩に廣瀨伊藤次君なるもの「囚人にして包藏罪自首等に依り令狀を發せられ拘置監に入監せしもの、所遇に付疑問」、てふ問題を掲げ之を論じて甲乙の二どなし何れが可なるやを世の大方諸君に訊問せらる然り而して今日に至るまで能く之が疑問に答ふるものなし然るに余や獄務に従事する日尙淺しと雖ども焉ぞ默々に附すべけんや聊か愚見を陳述して之が疑問に答ふ世の諸君余が說非なるを知らバ宜く筆を採て博浪の一撃を給へよ

廣瀨君は囚人にして包藏罪自首云々との題を掲げられたり然れども其の意の存する處は囚人にして餘罪發覺の爲め刑事被告人として拘置監に入監せしもの所遇に付きと云ふに過ぎず今廣瀨君の云ふ如く包藏罪自首と云ふときは區域甚だ狹隘あるが如し如何となれば自首と云ふときは告訴を受けたる囚人の拘

問 答

十四

(1) 監獄則第四十二條ニ屏禁ハ晝夜他ノ監房又ハ役場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時間坐作ノ役ヲ課ストアリ今無定役囚ニシテ獄則ヲ犯シ屏禁ノ罰ニ該ルモノアリトセンニ無定役囚ハ素ヨリ役業ヲ課スヘキモノニアラサレハ之ニ服役時間坐作ノ役ヲ課スルトセンカ無定役囚タル本旨ニ違フノ嫌ヒナキ能ハス故ニ茲ニ左ノ疑獄ヲ生セリ大方ノ諸士幸ニ明教ヲ垂ル、ニ客ナル勿レ

一 無定役囚ニシテ獄則ヲ犯シタルモハ減食罰室ノ罰ニ止メ屏禁ニ處スヘキモノニアラサルナキカ

「若シ屏禁ノ罰ヲ科スルヲ得ルモノトセンカ服役時間坐作ノ役ヲ執ラシメサル可ラス然ルモハ該役業ヨリ產出スル工錢ハ之ヲ給與スヘキモノナルカ」

(2) 全細則第九十九條ニ減食受罰者ハ其罰期中別房ニ入レ置クヘシトアリ之ヲ解スル者曰ク減食執行中ハ役業ニ就カシメス別房ニ入レ置クヘキモノナリト果シテ解者ノ言フ如クナランカ減食又何ノ効カアラン然ラハ減食ハ常食ヲ減シ監房ヲ別異スルノミニテ役業ヲ執ラシムルニ於テハ平常ト敢テ異ナシモノニアラサルカ此の點を以て之を論ずるに當り

以て余は其の意の存する所を取り假りに題を改め、囚人にして餘罪發覺の爲め刑事被告人として拘置監に在監せしもの、所遇に付き、として之が質疑に應ぜんと欲す今廣瀨君の論する所の甲は囚人を以て遇すべし乙は刑事被告人を以て遇すべしと云ふに過ぎず而して其の甲者の理由とする處の要點は左の二個にあり

第一本刑の刑期は拘置監にあるも刑期に算入するを以てなり

第二刑事被告人の取扱をなすものとせば長期の罪囚は種々の事件を圖り拘置監に入らんことを欲するの弊害あり

乙者の理由とする要點は左の三個にあり

第一囚人を以てするときは實表を有するものに米麥半々の飯糧を給し又加給の菜を與ふ等は到底爲し能はざる所あり

第二監獄則并に施行細則等に拘置監に在る者に米麥半々を給するの日ありや云云若し之に違ふときは違法の罪あり

第三刑事被告人諸費と囚人諸費とは區別あり

十五

問 答

濫りに混同すべからず

余は甲乙の所論を一讀するや各其の利あるか如きを覺ゆ再讀して各其の極端に走るを知る、中に就て乙の所論は甲論よりも遙に勝れるもの、如しと雖然れども未だ余が意を満足するに足らず抑甲者第一項の如く刑期に算入するを以て四人の所遇を合せと云は、今理面より刑事被告人なるを以て刑事被告人を以て之を遇すべしと云ふと何ぞ異ならん此れ偏するの甚しきものなり假令四人にして刑期に算入せらるゝも他に刑事被告人なる一資格を負へり然るに純然たる四人を以て遇するは正理に反するや明なり、第二項は弊害を恐るゝものゝ如しと雖ども濫りに自由を以て拘留監に入らんことを冀ふと雖ども毫末の罪跡なきものを猥りに拘留監に拘留するの掄事あらんや次に乙の論する所の第一項は實表を有するものに米麥半々の飲糧を給し又は加給菜を與ふる等は到底爲し能はざる所と余未だ其の實際を知らざれども乙論第三項の如くんば或は夫れ然らん、第二項は監獄則になきを以て之を行ふは違法の罪ありと之れ又一理あり然れども此の如き一部分の小理あるが爲めに徹頭徹尾、悉く刑事被告人を以て遇すべしと云ふは未だ

余は左の如き所遇を以てせんと欲す

通常の刑事被告人と異なる點

第一獄衣の外他服を着することを許さず

第二食物等の差入を許さず

第三猥りに他人に面接を許さず

通常の囚人と異なる點

第四賞表あるも加給菜を與へざることを

第五獄則違犯あるも直に處分せざることを、但し裁判確定の後再囚人となりしとき、之が處分を爲すも妨げなし

第六服役せしめざることを

凡そ囚人として拘留監にあるものに對する宜く右の六項を以て之を遇すべし斯の如くんば正理に戻らず且つ實際に不都合なくして行ふに難からず即ち實際に偏せず學理に戻らず所謂當を得たるものにあらずや聊か意見を述て敢て廣瀬君の疑問に答ふと云爾

至當の議論にあらざるあり

夫れ罪は人に伴ふものなり故に其の人に罪あるときは其人を罰するは理の當然なり故に其の人に於て刑期の期滿を得ば法律上の罪は消滅せしものと云ふべし然るに今茲に一囚人あり其の刑期中に餘罪發覺して拘留監にあり然れども其の身に附着する罪障は未だ消滅せず囚人の名稱は依然たり斯の如きものを遇するに囚人を以てせんか、今獄則を犯したるものあり即ち囚人の待遇おして閤室に入るゝとせんか、法律の精神は被告人をして無罪純白の人物たらしめん、と然るに閤室屏禁の妨害に依て之が用意をすこと能はざる、爲に罪なきに罪を受けることあらば則ち法に背き且は被告人の利益たるを奈何せん、然らば刑事被告人の所遇を以てせんか身は囚人にして食物衣服等の差入の(衣服を着用する)自由を得ば囚人を懲らしむる入監の目的は何れにか存する故に余は甲乙の二論何れを以て遇するも不可なりとを何とぞおれは身は一個にして囚人、刑事被告人の二資格を負へり依て余は季孟の間を以てするの故事に倣ひ兩者を折衷して囚人と刑事被告人との間(問は囚人の所遇よりある)の中間のものを以てせんか

明治廿三年中假出獄認可及停止人

員調

警視	京 都	大 坂	神 奈 川	兵 庫	長 崎	新 潟	埼 玉	群 馬	千 葉	茨 城	栃 木
一	三	二	一	一	一	一	一	一	一	二	二
八	〇	三	一	三	一	六	九	一	六	〇	〇
六	一	二	五	一	一	一	一	一	一	二	三
停止											

統計

統計

十九

●明廿二年八月々末現在囚員

但停止人員中甲縣ニ於テ認可セラレ乙縣ニ於テ停止セラレタル者ハ甲縣ノ部ニ記入ス

十八

統計

和山廣岡島鳥富石福秋山青岩福宮長歌

山口 島山 根取 山川 井田 形森 手島 城野

一、九
一〇八
六七三
七七八
八六八
九六六
二七五
三三八
四九〇
五七三
六七三
七四一
六七八
七八八
五四〇
五五一
四八七
四八一
四五一
九〇五
九五七
一〇七
一〇六
七七三
八五二
七八三
九三二
九三
九五六
一〇三二
一〇八二

三九五
二八六
一八四
一七五
一六三
一〇六
二七一
一四七
一七三
一五四
一五五
三九〇
三九
一一一
一二一
二二三
二三七
九七七
八九
一五九
一九九
二六四
二三四
三三〇
二六八
一四〇
一三四
一四三
一〇九

五 四 五 四 四 三 八 七 三 四 七 八 六 八 三 三 一 二 | | 一 一 二 二 | | 二 一 四 三 九

六七七八九五一五八八六三四三〇八 | 一二二二一 | | 二二二二〇三

五六一五四九九九一六三二三五六九八三五五三五五〇一三二二二五五一

一、五三六
九三三
九八三
一、二三四
一、二三四
四四二
四四七
六七八
八〇六
八二四
九三二
八一七
八八〇
五七八
五九四
六四二
六五七
六六一
七〇三
一、〇三六
一、〇七二
一、〇八一
二、一八二
二、二四二
二、〇六〇
二、〇四〇
二、〇三二
二、〇二七
二、〇一七
二、〇一七
二、〇一七

神兵長新塙群千茨朽奈三愛靜山滋岐

川庫崎瀉玉馬葉城木良重岡梨賀阜

一、二六九
一、二八四
二、〇九一
二、二一七
八四二
一、八五六
一、〇六六
一、九九九
九五一
一、〇八九
一、〇八三
九四〇
九七七
一、〇八七
二、〇六六
六七四
七二八
四五六
五〇〇
四五六
四五六
五、二六
八二六
九五一
一、〇五七
一一九
四七七
五二二
一、〇二五
一、〇三一
九七二
一、一三〇

二四
六四
六五
五二
一四三
一四六
四〇七
四二五
二五六
二六二
二九二
二九一
二八〇
二八二
一九二
三三三
一四三
一八八
一〇四
一〇五
三〇八
三五六
四一八
四〇六
二八
二〇〇
一五〇
一四六
三四二
三三九
二二二

五四一三一一七五二二五四三四四一四三六二三四五八三〇二一五二三二

一五二 一八一 二八二 六四三 三三三 二四三 五二四 七五二 七七一 九二一 二六四 三〇三 三八三 四一七 五五一 五五五 四六四 四三三 三二一 二七六

六三二四六八〇〇二五三四五八五八五一二五二九四七五八八七六三二〇六六

一、六
一、七
二、七
二、八
九、八
〇、四
一、六
二、二
三、二
三、三
三、九
一、六
一、三
三、三
一、五
六、八
八、三
九、三
六、五
六、〇
六、九
七、九
九、七
三、三
二、二
二、四
二、五
二、九
三、四
六、四
六、八
四、三
五、一
三、九

統計

一一一

統計

[illegible]

雜報

●東京古今の大火

但小笠原島沖繩縣の分は未着に付省く

火事の頻繁あると、焼失區域の廣大なるとは、必ずしも都會の繁華と、都會の潤大あるとを表證するものに非らざるゝ勿論のことあり、然るに昔しの江戸ッ子は「火事は江戸の花」と唱へ、火災の屢々なるを、被災區域の廣大あるとは、取も直さず、江戸の繁華と廣大とを表證するものと思惟し、大に誇り顔に之れを公言して憚らざりしところ淺ましけれ、尤も古昔の江戸ッ子が斯く誤想して、他に對して誇稱せるも全く理由なきには非らざるなり、偏小の土地に於て火災の大ならんことを欲するも得へからず、人煙稀薄の場所に於て火災の屢次ならんことを欲するも得へからざればなり、火災の頻否と、被災地の廣狹とは、都會の繁華と、地域の廣狹とに密着の關係を

有し、兩者の間に於て恰かも正比例の關係と相爲すことは、理論上に於て吾輩の推論し得る所あるのみならず、實際上に於ても亦吾輩をして然るを信せしむるものあるあり。去りなから火災を未然に豫防するの法と、已然に鎮壓するの法にして充分具備したるには、右の如き正比例的の關係は到底持續すべきに非らされば、火事の頻繁なると、焼失區域の廣大なるとは、反つて是等豫防及び鎮壓の方法の備はらざるか、又は縦令之れあるも不完全なることを證明するものにして、ツマリ大都會の恥辱たるに外ならざるなり、今の東京即ち昔しの江戸は天正十八年徳川氏の始めて開府したるものなるが、爾來茲に三百餘年、其間に火事の大なるもの前後幾十回あるを知らず、是れ畢竟市街區畫の宜しきを得ざると、家屋建築法の粗惡なりしと、及び消防の方法、殊に消防隊の編成、消防隊の熟練、消防器械等に於て缺失多々あり

年月日	焼失戸數	焼失場所	火災時間	風位
明曆三年正月十八日	未詳	本郷丸山本妙寺より出火、本丸、三丸、三丸廻町を焼き築地に至る	二拾時間	西北
元禄十一年三月一日	未詳	新橋南鍋町より出火、千住掃部宿に至る	未詳	南
元禄十六年十一月十四日	未詳	四谷鹽町より出火、青山、赤坂、麻布邊一圖芝海邊まで焼失	未詳	南北
元禄二十一年十一月廿九日	未詳	小石川水戸藩邸より出火、本郷、谷中、淺草、本所、深川まで焼失	未詳	西
享保五年三月廿七日	未詳	日本橋より出火、千住に至る	未詳	南
享保十一年二月	未詳	青山窪町より出火、四谷、牛込、	未詳	

二十五

四年一月二十一日	未詳	り出火、本所深十五時間	西北
六日	川に及ぶ、町敷五十三町		

右の表に示すが如く、徳川氏開府以來明治十四年に至る殆んど三百年、其の間に大火として列擧すべきもの其の數凡そ二十あり、中に就き明暦三年度の大火、安永元年度の大火、及び文化三年度の大火は古來江戸三大火事として人口に膾炙し、殆んど江戸の大半を焼失せしめたるものとす、其の他の年度の火事も江戸の大部、而かも江戸市街中目抜とも稱すべき場所を燒き掃ひたるものにて、中には今人の記憶に存するものも掛からず、又維新后四次の大火は前表中他の火事に比すれば稍々小あるものと云ふを得べく、若し昔時江戸と唱へたる頃、僅かに一万戸位を焼失せしめたる火事を列記したらんには其の度數は僅かに前顯二十回位に止まらずして、其の回數は中々大なるものあるべし、畢竟古昔江戸の大火と稱

●京都市警察署

京都市警察署の増設と題して前號の誌上に記載せしが（此報は獨我雜誌のみならず他の雜誌及新聞紙等にも散見せり）今其詳細の事情を探聞せしに右増設の事は唯其設計のみにして未だ實施する場合には立至らず多分來る二十五年に於て實施せらるゝに至るならん先づ本年は別に變更もあらざるへしとのとに付前報の大早計を謝し併て正誤に換ふ

●新島の慘聞

東京府管下伊豆七島の内新島は三宅島の隣島にして其距離は數里の外に在り總ての供給を三宅島に仰ぐ其住民は五六百口人家は二百戸計りとか若し此島に異常の事あり救助を要するとあらは焚火の烟を擧ぐるを以て合圖とし三宅島より救助船を送るの習慣なり去る二月の二十日頃の事となん新島より烟の立沖る様常に異なりて合圖の烟と見認められしかは三宅

するものは果して幾許の戸數を島有に歸せしめたるか、當時詳細ある統計表の備はるものなきを以て維新以后右調査の行き届きたる頃の火事を附記し、其の焼失時間等よりして昔時に於ける焼失の大概を推知するの便宜を得せしめんと欲するあり、讀者幸に其の心して覽觀あらんことを望む

●警察官の喪章

警察官の服制と服裝規則とは既に整ふたり然れとも會葬の心得喪章の規定に付ては何とも其制を定められざるは不審なりしが今聞く所に據れば近き内に喪章の着け方を定めらるゝよし元來喪章の事たる其着方に至ては何人と雖之を知れるものなれば別に之を定むるに及はざるか如くなれとも陸軍にも既に其定めあり多數の内には随分區々の着け方を爲さるもの奇きに限られは警察部内に於ても之を定むるは頗る要なることなり

島の年寄某は島人數人と一隻の快船を仕立て米俵鹽噌の類を積乗せ救助の爲め新島指して漕ぎ出てしに此頃の海の浪風荒立て思ふ様には進みもあらず舟子は必至と櫓槳を操り漸くに新島に近き見れば合圖の烟は三ヶ所に立ち沖り無慘や人家は祝融の怒に觸れて全島の人家殆んど島有に歸し憐れむへし焦土とあり了す海上遙かに此様を見し三宅島の年寄某其他乗込の島人等は哀憐の情に耐へず救助に來しを欣び舟を漕寄せ食物を送らんと焦燥とても沿岸は岩礁欹立して濤波高く碎け寄せては返へず激浪に近つくと叫はす若し一操を誤まれは舟諸共に千仞の底に捲き込まれんす有様に眼前哀れある島人を救ひも敢えず如何はせんと躊躇し居る程に一陣の魔風吹き起り怒濤一蹴アハヤと驚く程もなく救助船は櫓槳の力及はすして何地とも流されて遠州御前崎の近海に吹付けられ命も危くありけるか幸に漁舟に助けられ廿四日に

に東京に來り其趣きを府廳に訴へ嘸く今頃は新島の
人々は食盡き家なく餓死して沙上に轉々たらん實に
無慘の事共なりと涙みからに物語り斯く云ふ我々共
を二宅島の家族故舊は難船して死せりと思ひ居るな
らんと話せしよー大島三宅島小笠原島等へは三ヶ月
に一度の定期船あるのみなれば東京府廳に於ても其
詳細は未だ知るよしなく海上風波荒くして舟を遣る
に由なければ右の如き無慘の事を聞くも如何ともす
る能はず島民の災禍こそ傷ましけれ

●巡查看守給助例に就て

巡查看守給助例第九條に左の各項に該る者は其時間
給助を停止すとありて其第一項に俸給を受ける官職
に就きたる者と規定せり此官職とは官廳の事務に従
事する職務を指稱したるものにして公の事務に従事
する總ての職務を稱したるにあらす故に巡查看守に
して給助を受けたるもの市町村の吏員となるも其給
はあらず其人々は兵庫縣大坂府愛知縣群馬縣栃木縣
長野縣岩手縣宮城縣岡山縣山形縣其他二三縣の警部
長諸氏あり

●身体及衣服の搜檢

工場より監房に歸り來るときは包藏物あらんときの
用心に一人々々身体及衣服の搜檢を行ふと固より必
要なり然れとも一定の搜檢場ある建物を受け一時に
全監の囚人を此所に集め（一工場毎とに組を爲し而
るゝとか）短少の時間を以て此大切な搜檢を濟さ
んとするは危險も亦甚しと謂ふへし殊に機械的の搜

檢は戒護者に油斷を生し易すければ一層危險を加ふ
へし凡そ何事にても數の多きと時の長さとの爲めに
は疎漏に流れ易きものなり幾百幾千の囚人を一時に
一所に集めて搜檢すれば時間も其割合に延長すべく
從て疎漏に流かるゝの恐も大なるに至るへし而かも
罷役と點燈との間には時の餘裕なきに和てゝ加へて

助は停止するとおし何とあれは市町村の吏員は公共
の職務には従事すれとも官職といふべきものにあら
ざるを以てなり曾て某地方より此事につき伺出たる
に市町村の吏員となりたる者は給助を停止する限に
あらずと其筋より指令されたることありと

●利島巡查廢止の請願

伊豆七島の利島は戸數四百計にして飲料水にも乏し
き島あるか兼て同島保護の爲め巡查二名を派遣しあ
るに島民は其費用負擔に耐へざると巡查の取扱方内
地同様の考を以て万事を處理するゆへ島民に於て穩
に之れに服せざるに依り島役人をして巡查の職務を
勤めしめ派遣の巡查は廢止あらんことを請願の爲め此
程同島の某氏上京せし由

●警部長の出京

此程より警部長の出京せられし向甚多く期せずして
會せし有難なり尤も各前後ありて一時にのみとしは
種々の用事あるとされは少しも速く搜檢を了らざる
へからず其上搜檢も同時に換衣をも行ふなれば愈々
時の經過迅速なり如何に鄭重あらんと欲するも思ふ
様には行きかたきものなり此に於て吾輩は一區毎と
・（一棟を以て仮）其受持看守に於て搜檢するのと一
般に定められんとを勸告する也然るときは場所も分
れ人員も別れ從て全監一齊に極めて短少の時間を以
て最も丁寧綿密に搜檢を行ひ得らるへしと思惟する
なり夫の搜檢場を有せらるゝ監獄に向て私かに此希
望を開陳す

●高見張

は我國今日の如き建築の監獄に在てはさしたる用を
爲さるへしと思はる現に是迄在來の分も逐々取壊
となり又新に築造の沙汰とては久しく打絶へてこれ
あきか如し原來我國監獄の戒護及囚人の警察は外よ
り内へと及ぼし言は、待綱主義を以てせしか是は多

數の人員を要して不經濟なると明かれは漸々内より外へと通觀主義を據りて看守するに改めざるへからず詳言すれば周圍の墻壁を最も堅牢強固にして其内に於ては單に眼の届かぬ所はなしとさへあれば安全あると一總て危險の事は嫩芽をさへ發生せしめざる様に注意し囚人は監督をうくるにあらざれば一人たりとも一步も身を動かすとかからしめ由て以て監獄戒護の功を全ふするを要すへし然るに建物及墻壁とも脆弱なる有様あるに待網主義の上位に屬する高見張を置きて何の目的かある却て高見張を頼として肝腎の直接監督を等閑にするの弊はこれなかるべきか

●下白米

十分の四麥十分の六とは監獄則第廿八條に規定せらるゝ所ありこの下白米の文字を讀みて下等即ち粗末に白けたる米と解せらるゝ向もありとか聞けり其説

如何を傳聞するに食費を償ひ得と工錢を得ると否とは勉否如何に因らずして寧ろ従事する所の業種如何に在り工錢少き作業に従事する者は如何程精勵刻苦するも到底食物を購求すること能はず只他業に従事する者の常に此購求を爲し得るを羨望するに止るあり之に反して外役の如き工錢多き作業に従事する者は左やと精勵せざるも食費を償ひ得る工錢を得常に己の欲する所の食物を購求するの實況なり而して工錢多き作業に従事するは不良好惡にして獄則の何たるをも顧みず只管吏員の甘心を得るに巧なる者に多くして温良謹直一意作業に精勵する者は却て吏員の甘心を得るに拙ある傾あるを以て常に工錢少き作業に従事し兇惡者の後に踰若たる者かきを保し難しと果して如此事實ありとせんか是れ作業の勉勵を賞するにあらすして其結果は工錢多き業種を賞するに當る成規の精神を得たるものとは認め難し然らば特殊

く所に由れば僻陬の地方に於ては米の種類一あるのみ上等米とか下等米とかの區別あるとかし故に下等の白米を求めんとするも得へからず法令は決して難きを責むるとあるへからず是を以てしか解するありと蓋し誤解なり下白米とは下等の白米の義なり各地方に於て品質最惡の米を選び用ふへし東京にては通常米字を省略して上白中白下白と曰ふ近來は一等米二等米など、稱ふるに至れり尙本則に下白米と言ひて白字を挿入したるは玄米にあらざるを明にせるあり

●囚人の食物購給に就て

我が監獄則には囚人及懲治人にして作業に勉勵し食費を償ふに足るの工錢を得る者には其請に由り領置したる工錢を以て食物を購求することを得るの道あり作業獎勵上には實に好手段と云ふの外なし然るに各地の實際に就ては食費を償ふ食物を購求する者の技能を有し其素修の業に従事する者は格別さもなく特殊の技能を有せざる者には其行狀の如何と作業の勉否とを細密に査察し行狀不良ある者には工錢少き作業を授け善良ある者は勉めて工錢多き作業に従事せしめ以て業種を賞するにあらすして精勵の廉を賞するの實を明かにし成規の精神を貫徹せしめられんことを望む

●監獄則第二十八條

に麥稗稗黍等に乏き地方に於ては内務大臣の認可を得て下白米のみを給するとを得とあるに依りて往々雜穀の價格下白米の上にありとの理由を根據として下白米(中には外國產下白米)の代用を望むものありとか聞か然れども吾輩の思ふ所は少しく之に異れり試に卑見のある所を槩説せん原來監獄則に於て米と麥若くは其他の雜穀との混交食物を規定せられたるは恐くは一に廉價の食物を得んとの趣意にはあらで

反て重もには在監人をして其地下等人民の常食とするものを食はしめ換言すれば家にありては曾て口にしたりとかき美味に飽かしめ以て監獄を厭ふよりは寧ろ暮ふか如き惡果を結ふとかき様どこまでも下等ある食物を與へんとの目的に出てたるとあるへければ當局者は成るべく此意味を誤らば非常なる場合の外は多少の困難を排除して必ず雜穀混交の食物を給せんとに努力ありたきとなり我國にては純白米の飯といへば通例中等以上の家の常食あるを以て唯さへ監獄に入るを喜ぶ貧民多き今日に際して一層監獄の引力を強むるか如き失策なからんとを切望して已まざるなり我國には全く麥以下の雜穀を産出せざる地方としてはあらざるへし只奥羽加能越の如き雪國にては其産出多からざるを以て従て其供給に缺乏するともあるへけれども其他の地方にては通常此極に至ると先づ絶無とも言ふを得へし時に或は麥價米價よ

●賞表の付與力

に就て疑なきと能はず處罰あり又は行狀尋常ありし勘査期に對しても賞表を付與せらるゝ向ありとか申事是れ少しく其意を得ざるところなり勘査内規第三條の二項を案すれば故意の犯則ありて處罰せられたる者には賞譽をなすへからざると判然たるか如し又同條の一項に由れば真心改悛の狀あるを確認するにあらざれば賞譽すへからざるとなり其上監獄則第四十條にも獄則を謹守し作業に勉勵し且改悛の行爲ある者と確認するときは云々と規定せられたるにあらすや由て懲罰を行ひたる若くは行狀尋常なりし勘査期に向ては決して賞表を付與すへからざる次第ありとすへし

●明治廿四年の監獄建築

は何卒完全なる新式の計畫のみと致たれども一部は改築とか小規模の増築とかかれは格別とも全

りも貴しどの變例なきにしもあらざるへけれども一石に付幾拾錢位の差ならんには經濟上の利害を第二點に置き刑の目的を以て主眼とせられたし近來外國米の價廉なるを以て之を賞用するの傾を生したるか如しと雖一時眼前の利益は能く貨幣流出の損害を償ふに足るへきか是も熟慮を要すへき一問題なり要するに米麥混交の食物は容易に變換すへきにあらざるものあるへしと吾輩は固く信するものなり

●警察官雨中の短靴

は巡視出張中急雨雪に遭ひ長靴と換用し得ざる場合の如き眞に止むを得ざるの外は雨中に短靴を穿つと莫らんとを望む彼の軒下溝蓋の上を歩し或は一條の泥路ならざる個所を見て公衆と前後を争ひ只管道路にのみ着目し自然注意の周到を欠くとなきや其不体裁は警察の威嚴に關することを忘る可らず此事都會の地に於て頻繁目撃するを以て聊か記して注意を乞ふ

●教誨場

は清淨莊嚴且神聖なるを要すへし其前面を通過するときにても自然と頭の低下する位にありかたみなければ到底教誨の効はあらざるへきなり一四人曾て曰へるとあり教誨の時は脚の痺るゝには困ると若し囚人ともをして一般に此の如き感想を懷かしめんには教誨師如何に熱心に説法するとも所謂馬耳東風の歎を免かるへからざるへし故に教誨場は重々しく大切にせざるへからずとの議論を生するなり然るに實際此大切な場所を役場に仮用し又は食堂を充つるともありとか傳聞したるを以て默過するに忍ひて一言すると爾り

●判事捕縛の顛末

長崎縣五嶋福江區裁判所詰豫審判事辻村庫太なる者は元と終身懲役囚渡邊魁なるもの、由て客月十九日司法警察官の手に捕縛されたり今其顛末を聞きし儘之を畧記せん此渡邊魁は本年卅三才なるが同人は舊嶋原藩の定府渡邊平丁の長男にして江戸本所中の郷瓦町に生れ明治十年頃迄は東京に在て商業學を講習し後長崎に來り三井物産會社長崎支店に雇はれ金錢出納を擔當し居たる内十三年の二月以來該支店長羽太紀克氏の檢印を盜捺し同社の切符を偽造して三井銀行長崎支店より金四百六十四圓餘を引出し且金錢出納簿を變更し其曲事を隱蔽せんと謀れり而して其引出したる金員は一分は自己の負債を償却し他は妾を蓄ふる費途に私用したり此事同年の五月初旬に至り發覺して長崎警察署に告訴せられ同十日長崎裁判所檢事局へ引渡の上即日收監せられ同年七月二

日改正條例雇人盜家長財物律に照し雇人家長の財を盜むものは盜盜を以て論する條に據り一等を加へたる上尙ほ管守者たるを以て更に一等を加へ金三百圓以上なるを以て懲役終身に處し士族なるを以て除族せられ長崎監獄に於て服役中同年七月三池懲役場に出役し採炭事業に服役せしが同月二十八日字大浦坑就役中看守の目を掠めて逃走し處々にて不正の働を爲し大分縣に至り十五年の初頃まで大分町に潜伏し此間法律學を研究したり斯くて探偵も稍薄らきし頃ならんと思惟し自ら大分町平民舊府内藩辻村庫太と偽稱し知邊を求めて大分始審裁判所の雇吏となりたり是を司法部内に入るの始めありし翌年十二月裁判所書記に採用され二十年に至り判事登用試験に及第し同年十二月判事試験補奏任官取扱となり長崎始審裁判所福江治安裁判所詰を命ぜられたり同人肚裏に思ふ様今は遙かに年月も隔たり且身は奏任の判事たれ

は長崎地方に至るとも誰とて辻村庫太を脱監の囚人渡邊魁とは思ふまじけれども去りとして危きに近づくの懼あきにあらす寧ろ辭職して危險を避けんかとい旦は決せしかども斯くしては却て身の罪を暴露するともやあらんと又思ひ返し終に赴任するとはなせり然れとも長崎は極めて危險の地ありければ深く隠れて人に面を合せず裁判所にも病と稱して出頭せず日中に旅宿に潜て便船を待ち廿一年一月下旬汽船の便を得て福江に着き一先つ胸を撫て下ろしたり福江裁判所には同人が罪を犯せし當時警察署の巡查ありし福江の人某の在りければ一時は驚きしか連も氣の付くともあるまじと運を天に任し濟まし込んで其職に精勵し居る中追々交際も廣かり一日郡長藤本賴慶氏に相會せし事ありしか同氏は元と島原藩の人にて庫太は曾て其面を識るものなれば茲に於て二度驚きせり然れとも之れに言を交へされは絶へて程經し此

身をは渡邊ありとは知るよしからんと大胆にも平氣の体にて此場を濟ましたり浩然大惡漢あれとも天運未だ盡きずやありけん廿三年の十月判事に榮進し奏任官六等上級俸を賜はり尋で福江區裁判所の豫審掛を命ぜられたり却說此二ヶ月前の事なりし福江警察署諸巡查某は署長目黒警部の私宅を訪ひ談話の際告げて云余は驚き入りたる事を聞込みたれとも維新以來二ツとなき事にして昭代の今日又あるへき事にもあらされとも重要な事件に付御參考さてに申し置くは餘の儀にあらず今福江裁判所に奉仕する判事の辻村庫太は元渡邊魁と云ふ者にして去る十四年中三池懲役場を逃走したる終身懲役なり此事を目黒警長に告げんと思へとも交際なき人故直接に語るも不都合に付君が之を傳へらるへしと福江村の何某語れりどて其一部始終を告げたり同警部も辻村の事に付ては一二の噂を聞

きしとあり今又巡査の話を聞き心に疑の生ぜしかバ爾來辻村の舉動に注意せり其後所轄崎山村を巡視せし折巡査某は目黒警部に向ひ先日崎山村の者と福江村の者との告訴事件は辻村判事の掛にて福江村の者勝訴となりしは甚不審の次第にて此福江村の者は辻村が渡邊と云ひて長崎監獄に入獄せし時の知人なれば其間何か縁のある事ならんと突然咄したるより扱は愈々捨て置き難しと是より充分ある探知を遂げんとこの念を起し荒立てゝは露顯せんと自分獨にて従事したり十四年頃の長崎縣達を調べたるに渡邊魁の逃走人相書あり之を辻村に照合するに相似たるを以て猶其家族を探查するに辻村と同居する渡邊平丁は藤本群長杯と深く交際する様子なれば辻村は果して島原人にして逃走因渡邊魁なるへしと推知し是が一層注意して探知に勉め晝夜となく散歩して村民の噂を聞くに誰云ふとなく福江區裁判所には盗人が入り込

など云ひしとなく目黒警部の是等の證據を蒐集し長崎地方裁判所一ノ瀬檢事正に上申し捕縛に着手せんことを請求せし二月中旬なりし斯くて檢事正の直に控訴院林檢事長と協議を遂げ渡邊が犯罪の當時警部たりし上原檢事に令狀を携帶せしめ松本長崎縣典獄及典獄の隨行書記看守兩名(俱に渡邊を知るもの)と與に二月十五日夜汽船に搭して福江に至り竊に目黒警部と打合を爲し十八日の夜辻村の邸へ巡査を遣ひし其實父渡邊平丁を取押へたれとも辻村の豫審事件にて中通り島濱の浦村に出張中と聞き此一行の翌十九日の午前四時福江を出船し海上十三里を走せて晝頃同島鯛の浦に着し辻村の在否を探索するに浦村に在るとを知りしかバ直に人力車にて有川分署に至り一恰も午後四時頃なりし夫が辻村の様子を探らすに隨行書記及登記所書記某と其宿所にて酒宴し居る由に付日没を待ちしに登記所書記某の立歸りしか

みたり逃走の四人を判事に採用するとは何事ぞと取々の噂あり又或人の語るを聞くに一夕牛肉を菜に一酌を傾け酔に乗して渡邊平丁は辻村に向ひ何か争ふ際渡邊は大聲にて貴様は親不孝者だ自身のみ牛肉のよき部分を食し親には筋のミを食せしむかくなればこそ罪人ともなりし杯云ひしと同警部の耳に入りしかば早速村役場に至り寄留届を調べたるに渡邊平丁の長男なくして二男のみあり又辻村に向ひ親と云ひし廉もあり人相書にも適合せしかの全く渡邊魁なるへしと斷定したれとも尙は大分町を調べんと同縣へ照會せしに辻村庫太の亡千代馬の養子とあり又渡邊平丁の長崎警察署の雇となり居りしが二三年前辭職し吾子に養はれんとて大分に至り辻村に寄りしと明なりとの要領を得たり又先に長崎監獄にて渡邊魁を取扱ひたる看守某の辻村を見て渡邊と瓜二ツの面顔なるが世間には斯くも能く似たる人のあるものか

目黒警部の巡査を指揮して旅宿を取圍ましめ有川分署長大財警部の巡査二名を引き連れ家内に入り兩巡査を次の間に潜ませ己一人辻村の室に入り辻村の來島に付一片の禮辭を述べ交話の際面會を請ふ人ありとて家婢一葉の名刺を出したり辻村の胸に釘打つ思ひあり未だ言を發するに至らずして早く已に上原檢事に入り來り君の渡邊魁にて前年犯罪の折取調へたる事あり餘もや忘れぬせまじと云へし辻村の怒氣を含み斯の怪しからんとを聞くものかな拙者の判事の職に在る辻村なり尤も僕の弟に渡邊魁なるものありしか杯と曖昧ある答を爲せしが大財警部の大聲に令狀執行と呼はれは次に扣へし巡査兩名のバツと入り來り難く辻村を取て押へ手錠を掛け有川分署に引上げ翌二十日の夕福江村に連れ歸り實父平丁弟小春治を取調へたるに辻村の渡邊魁を脱監人と知りなから隠し居たるは親子の情御察しあれと白狀に

及ひしかば此兩人は放免し二十四日辻村を引連れ一同長崎に歸り其翌日長崎監獄に送付し前刑を執行し日々役に就き居るよし尙逃走其他の罪辭に就ては不日公判を開かる云ふ

●詐欺の一珍聞

過日埼玉縣の知事及典獄を訪ひ拙者は囚人の教誨に熱心ある者にて既に九州より中國邊を周遊し各地の監獄にて教誨を試み頗る得る所ありたれば希くは一日囚人に教誨せしめてよど乞ふ者ありければ人々は其篤志を感賞し如何でか差支のあるべきやいざさらば只今よりありども始めてよど所望してければ渠れ再ひ乞ふて云ふ様吾教誨には一種特色の趣向ありて先づ囚人に物を取らせて而して後教誨するあり願くは其事を聴せども是に至り典獄大に其無稽を怪み規則の許さるを以て之を拒絶し唯尋常の教誨を施さんことを要め然るに渠れ未だ土地人情に通せされは

●警察署へ留置すへき刑事被告人

現行犯を引致し檢事に引渡したる時は檢事は之を二十四時間内に訊問し此時間を経過せば勾留狀を發するは刑事訴訟法の規定あり故に現行犯の場合には令狀なくして廿四時間は留置するを得然るに現行犯の刑事被告人を引致するには令狀を要せざるは法律の許す所かれども此被告人を勾置監に勾禁するには令狀なくして之を爲し得ざるは監獄則の明規する所かり洵れば檢事に於て二十四時間内何れに被告人を勾置すへきや其筋の議論は現行犯を引致したる場合は無形の勾引狀により引致したるものと見做し勾引狀を以て引致したると同一に視るべきものかれは未だ勾引狀を發せざる前と雖之を監獄に勾置して可なり既に法律に於て廿四時間内に訊問し云々とあるからば此猶豫時間一時留置する所あかるへからず監獄則第一條の五項に留置場は刑事被告人を一時留置す

直ぐにとては應し難かり兩三日の後に來らめとて辭し去りけるか其後幾日經ぬれとも復た到らず由て彌々疑ひ思ひけるに果せる哉渠れは世にも惡むへき騙賊にて埼玉に於ては中々に事の行れざるを見て邊鄙ある支署の所在地に赴き既に典獄の許可を得たりと詐り稱へて土地の僧侶等を欺き錢を募り物を集めたる上にて姿を隠し見へすなりぬと吁監獄を以て詐欺の手段となすはさて恐るへき兇漢あるかな其人物は五十歳にもなるらめと思はるゝ最と品好き蓄髯の男子にて衣服も左まで見苦しからざりしと云へり其姓名は無論虚偽なるへければ茲に明記するも益なし只一言すへきは名刺に従七位何某とありて何様世人を瞞着する方法計り得て妙ありと謂ふへし埼玉縣の典獄は明知にして幸に禍を免れられたりと雖萬一其他に此毒舌に觸るゝ者あらんことを慮りて聞くか儘に此くは物しつ

る所とすとあるに據れば本件の如きは無論留置すへきものあり故に勾留狀なくとも收監するは當然の事なりとせり然るに他の局部に在ては之れに反對し典獄は令狀の發付なき被告人を受取るの職權を有せず若し強て之を爲さしむるに於ては監獄則第六條の明文に抵觸するを如何せん成る程檢事に於て訊問時間之を留置する所なくば實際差支あるべけれども之れか爲めに監獄則の規定を破るは一層不都合ありとす故に無形の令狀なる口實を設て規則を蹂躪するは法を毀して自ら法を毀つの不都合あるのみ而して之を處するの法は監獄に入れずして警察署の留置場に勾禁するの便利あれば何を苦んで監獄の規定を破るか如き方法を取るを要せんと議論此に一決せしやに聞きしを其儘書くぞん

●河豚の禁に就て

河豚は毒物なり然れとも其味の美なる他物の遠く及

はざる所あり故に人之を嗜み食ふもの多し地方官は深く憂ふる所ありて之を止めんと欲し其違警罪目に之を掲げて其害を豫防せり然るに掲出の罪目中奇異に堪へざるものありその一二を擧ぐれば生河豚を贈與し又は賣買し又ハ食したる者若くは河豚を販賣云々とあり違警罪を附して取締方を嚴重にする所以のものは其害の他に及ぶを防ぐにあり前顯の如く自ら買ふて之を食ふか如きは唯害の一身に及ぶのみにして之を禁制するの要を見ず畢竟違警罪の處分は賣る者を制するに在り其贈與を禁するは干渉の最甚しきものといふへし元來河豚は之を乾魚に製し而して後之を食へは敢て害あきものなり然るに單に河豚を販賣し云々と規定するに於ては乾魚も亦販賣するを得ざるの疑あり故に是の如き規定あるものは道理上之を修正するを要するものとす又生河豚を販賣する云々も乾魚に製する爲めに販賣するは妨あきことを明

の行ひ行政警察の話あり一日勞力者とも見るへき一人の男路傍に佇立して放尿せんとするとき巡査通り何を爲るやと咎めたるに其者答へて放尿せんと欲すれとも便所なきに困む哀れ見逃し玉はれかしと懇請す巡査のそは便なきとなれとも職掌上之を見逃がすを得すと云ふて此邊に便所なければ汝もさこそ難儀ならめ幸我に張便を治するの秘法あり我之を汝に教ゆへし开は他の事にあらす彼所の艸叢に至り屈居て艸を採れこれに上越すへき法はかしと又一日都中第一繁華の權なる銀街に於て田舎漢に擬裝したる狗盜ある露店の物品を剽竊し去らんとす巡査之を傍見し彼の狗盜を呼止め我今此より見る所に依れば汝は此の店の品物を持ち去て其價を拂はす田舎にては斯様の仕方もあるへけれども東京の風習はさにあらず何物を買取るにも先つ價を拂ふて然る後品物を持ち去る例あり汝は田舎より出京し未だ東京の風習

にせされは法律の正面上聊妥當を缺くの恐あきにあらず是れ修正を要する一ありと信す

●宿屋客室坪數の制限

警察上必要ありて宿屋の客室を制限するに坪數を以てせり宿屋の廣くして客室の多きは營業上に取ては實に缺くへうらざる必要あれとも取締規則に之れか制限を定め何坪以上にあらざれば營業するを許さすとせしは少しく不審の嫌あきにあらず先に内務省より標準を示さるゝや重に東京の如き場所を目的とせしを以て宿屋の弊害を矯正せんか爲めに此制限を置かれたれとも地方の僻陋に於ては何の必要もなき狀況なるに同じく之を制限せしは謂はれなきか如し況や内務省の標準も廢止されたる以上は必要もなきに坪數の制限を存置するは得策にあらざるへし

●行政警察の話

今は昔の事となりしある年のとかりけん東京の巡査を知らぬと見へたり我目前にて其價を店主に拂ふて立去るへしと盜大に驚き唯々は命従ふて價を拂ひ去る後ち此盜縛に就き裁判所に於て取調を受くるるとき吐白して云ふ我惡事を爲せし内素より怖ろしと思ひしとも少あからされともその内最怖しと思ひたるは銀街に於て巡査に盜品の價を拂はれたるとき程怖しと思ひしとはかかりしと可見行政警察の力能く賊膽を塞かしめたることを

●導火繩は尺數を記すへし

年々一月末日を期して前年中火藥類營業者の賣買したる種類數量を各地方より内務省へ届出るに導火繩の數量を或は幾尺とし或は幾把と記するあり此把の長さは一定のものなくして廿四尺より五十尺のものあり統計上區々にして不都合なるより幾回か往復の手續を煩はざるゝよし右導火繩の數量は自今尺數に直して記載すへしと當務者の譚

寄書

四十二

寄書

●在監人番號施行方ニ就テ

(第一卷第
九號續キ)

群馬縣 福原三 監

鑑形 囚人 鑑泊人 番號牒

三冊之内第一

六年
以上
囚人
番號
牒

守警課 (備)

第一號	甲 何 某
第二〇號	乙 何 某
第三二號	丙 何 某
第四一號	丁 何 某
第五三號	戊 何 某
第六四號	己 何 某
第七五號	庚 某 何

引牒鑑形

囚人氏名ニテハ分ケ索

いろは
分ケ
索引
牒

守警課 (備)

イノ部
伊東八助
井口五助

寄書

四十三

水ヲ佩セシメントス僕如何ソ一驚ヲ喫セサランヤ論者ハ或ハ陸海軍々醫ノ軍装スルヲ以テ好適例トナスコトアランカ若シ論者ニシテ此勇氣アラハ僕頓首シテ教ヲ請ハンノミ吁

以上覺ヘスモ筆ノ滑リ鹽梅ニテ痛ク極端論ニ奔逸セリ然レトモ亦全ク種ナシノ無鐵砲論ニハアラス精神學ノ進歩ト人類學ノ開發トハ大ニ犯罪ノ意義ヲ一變スルノ傾向ヲ生シ來リタレハ今ヤ吾人モ全ク之ヲ度外視シ得ルコト能ハサルナリ生來ノ犯罪人ハ身ノ外見上ニ於テ種々ノ特徵ヲ有スルコト近來人類學者ノ研究ヲ積ミテ證明シ得タル所ナリ精神病的ノ作用ニ由リテ一種特定ノ犯罪ヲ爲ス者アリトハ既ニ往昔ヨリ唱道スル所ナリ本邦ニモ理學士坪井正五郎君ナル人類學者アリテ種々ノ研究發見アリト聞ク同君曾テ感化院ノ惡少年十數名ノ顔容ヲ一枚ノ寫眞ニ合撮セテ

ル狀貌ヲ呈スルヤ人ヲシテ一瞥戰栗ノ思ヲ爲サシムルニ足ルナリ是ヲ以テ犯罪ハ一種ノ精神病ニ係レリト云フコト全ク無稽ノ囁語ニハアラサルヲ知ルヘキナリ

僕惟ヘラシ典獄ノ主要ナル職務ハ囚人ヲ矯正スルニアリ囚人ヲ矯正センニハ種々ノ手段方便アリ因果ヲ說キ應報ヲ論スモ一方便利ナリ紀律ヲ嚴肅ニシ在獄ノ苦痛ナルヲ感觸セシメテ再ヒ入監スルヲ畏怖セシムルモ亦一方便利ナリ然レトモ爲メニ最終目的ハ何處迄モ醫治匡救タルヲ妨ケサレハ典獄ハ醫ノ仁術ヲ行フノ心掛ナカルヘカラス固ヨリ時トシテハ威武ヲ示シテ閻魔顔ヲ粧フノ必要アリ然レトモ其意中ハ猶嚴父ノ其幼稚ナル子女ニ庭訓ヲ授クルカ如クナルヘシ世人ノ所謂威アリテ猛カラストハ宜シ典獄ノ服膺スヘキ金言ナルヘシ威ハ紀律ノ母ナレハ典獄ハ絶テ威ヲ

ハ威ヲ保ツコト能ハストノ理アランヤ紀律ハ監獄ニ在テノミ必要ナルニアラス二人以上合同シテ起居動作スルコトアレハ紀律茲ニ必要トナルナリ一家アレハ一家ノ紀律ヲ要シ一會社ニハ一會社ノ紀律アルヘシ若シ紀律ヲ確立センカ爲メニハ必ス制服ヲ要スト言ヘハ世人ハ悉ク制服ヲ裝セサルヘカラサルナリ嗚呼豈亦此ノ如キ道理アランヤ

論者ハ將ニ曰ハントス監獄ノ紀律ヲ要スルハ他ニ異ナリ典獄ハ幾十幾百ノ看守ヲ指揮セサルヘカラス故ニ制服ヲ必要トスト僕敢テ問ハントス曰ク監獄ニ於テ紀律ヲ必要トスルコトノ尋常ナラサルハ僕モ同感ナリ然レトモ典獄自ラ看守ノ運動ヲ指揮スルコトハスレハ抑モ看守長ノ務守ハ那邊ニアルヤ典獄自ラ幾十幾百ノ看守ヲ指揮シテ集合運動ヲ爲スヘキ場合ハ多衆ノ囚人同謀シテ反獄ノ暴舉アル時ノ外ニモアリヤ而シテ典獄ノ一生涯中此ノ如キ場合ニ遭遇スルコ

ト果シテ幾回ナルヘキヤ紀律ヲ嚴ニセント欲アレハ看守ニ至ルマテ各自ノ責任ヲ明ニセサルヘカラス故ニ其配置ハ散布主義ニ據ラサルヘカラス然ルモ尙典獄ニ於テ自ラ看守ヲ指揮セサルヘカラサルノ場合アリヤト論者乞フ先ク此四問ニ明解ヲ與ヘヨ僕ハ其上ニテ制服ノ無用ナル所以ヲ説明セン次ニ典獄制服ヲ着セサレハ其典獄タルヲ知ラサル者アリテ爲メニ不都合ヲ見ルコトアリトノ異說アリ甚シキ愚論ト謂フヘシ典獄タル者ハ書記看守長ハ言ヲ須タス看守押丁授業手等ニ至ルマテ其人物品行勤惰履歷等苟モ諸人ノ一身上勤務上ニ關スルコトハ細大洩ラサス熟知セサルヘカラス況ンヤ互ニ面識ナカルヘカラサルヤ辯スルマテモナキ次第ナリ否ラサレハ何ヲ以テ能ク吾手足トシテ働作セシムルコトヲ得ヘキヤ又在監人ニ於ケルモ之ニ異ナラス典獄ニシテ在監人ノ面ヲ識ラス在監人ニモ亦典獄ノ面ヲ識ラサル

モノアリト云フハ恰モ是レ典獄其職ヲ盡サスト謂フ
カ如シ實際豈此事アランヤ若シアラハソレコソ眞ニ
憂フヘキ至ナリ現今ハ一監獄ニテ二三千ノ在監人ア
ル監獄ナキニアラサレハ或ハ此ノ如キ絶大ノ監獄ニ
在テハ典獄ノ眼モ届カス記憶モ達セスト云フコトモ
アランカナレトモ是ハ稀有ノ例外ナリ以テ一般ヲ律
スヘカラサルナリ典獄ハ個人的ノ待遇ヲ施シ得ンカ
爲メニ各囚人ヲ熟知スルヲ要ストハ監獄學ノ通則ナ
リ入監者アルトキハ典獄之ニ面接スヘシ故ニ典獄ハ
彼レヲ知ラサルモ彼レハ能ク典獄ヲ知ラン在監人ハ
總テ典獄一人ヲ君トモ父トモ思フコトナレハ一度其
面ヲ見テ忘ル、モノアランヤ
此ノ如ク意シ詰レハ典獄制服論ハ蒸散シテ影モ形モ
止メサルニ至ルヘキカ

雜 錄

レハ其帶劍ヲ掠奪セラル、恐アリ又之レヲ實用セサ
ルヲ得サルノ時機ニ際會スルコト渺カラス加フルニ
之カ佩用其宜シキヲ得サルハ忽チ姿勢ニ影響シ在
監人ノ嗤笑ヲ招致スルニ至ル注意セスンハアルヘカ
ラス顧ミテ看守教習規則標準ナルモノヲ閱スルニ教
習科目中ニ擊劍實習ノ一科アリ蓋シ帶劍ノ實用ヲ解
得セシムルノ主旨ニ出タルモノナラン獨リ恐ル看守
ニハ一定ノ帶劍心得ナルモノナキカ爲メ其佩用方區
々ニシテ姿勢ヲ損シ扳劍其時機ヲ得サルカ爲メ濫用
ニ失スルヲアランヲ是レ大ニ講究ヲ要ヘキ事項ナリ
ト思考ス故ニ扳劍シ得ヘキ場合ヲ規定シ看守ヲシテ
能ク之ヲ領解セシメ佩用ノ方法ヲ示定シテ以テ能ク
之ヲ服膺セシメ威嚴ヲ失セス濫用ニ陷ラス帶劍ノ効
用ヲ全カラシムルハ獄治上ノ一要件ナリト信ス因テ
試ニ左ニ必要ト認ムル事項ヲ列舉シ以テ訓授者ノ參
考ニ供セント欲ス

●看守訓授試作(第一卷 第十一號續)

門 外 漢 稿

三、帶劍ニ關スル心得
帶劍ハ護身ノ要具ニシテ在監人ノ攻撃ヲ防禦シ抵抗
ヲ制壓スルニ當テ必須欠クヘカラス且兇惡ノ徒ヲ駕
御スルニハ必スヤ威嚴ヲ要ス帶劍ハ即チ亦威嚴ヲ保
持シ防衛ノ備アルヲ表示スルモノニシテ不軌ヲ謀ル
ノ念慮ヲ沮喪シ惡謀ヲ暗々裡ニ制止シ無爲ニシテ化
スルニ至ラシムルモノナリ是レゾ則チ看守ニ帶劍セ
シメラル、所以ナルヘシ然レモ帶劍ニシテ之カ使用
ヲ誤リ萬一ニモ濫用スルカ如キヲアルハ護身ノ要
具ハ却テハ身ヲ殘害スルノ媒トナルコトアリ猶ホ藥
石ノ應用ヲ誤ラハ身命ヲ損害スルカコトシ是ヲ以テ
巡查ニ在テハ已ニ帶劍心得ノ設ケアリテ之カ使用方
ヲ規定セラル帶劍心得ノ必要ナルコト夫レ此ノ如シ
而シテ看守ハ巡查ト異リ日々在監人ニ接近シ動モス

- 一 制服ヲ着用スルハ必ス帶劍スヘシ
- 二 革帶ハ上衣ノ下ニ帶ヒ帶劍ノ柄頭ヲ左腹部ノ
前面ニ顯ハスヘシ
- 三 外套着用ノ節ハ革帶ヲ其上部ニ帶フヘシ
- 四 在監人ノ居所ニ至リ之ニ近接スル間ハ特ニ帶
劍ニ注意シ必ス帶劍ノ柄頭ヲ左手ニテ握ルヘ
シ
- 五 歩行スルハ左手ニテ帶劍ノ柄頭ヲ握リ鞘ヲ
少シ後ヘ斜ニ垂下スヘシ
- 六 帶劍ハ(劍身及劍)常ニ鍔ヲ生セサル様ニ日々
拭フヘシ
- 七 帶劍ハ平常之カ使用ヲ慎重シ左ノ場合ノ外ハ
拔劍スヘカラス
 - 一 在監人反獄ヲ企テ暴行ヲ爲スニ際シ拔劍ス
ルニアラサレハ他ニ防禦スルノ術ナキトキ
 - 二 在監人逃走シ之ヲ追捕スルニ際シ兇器ヲ持

シテ抗拒シ拔劍スルニアラサレハ他ニ衛ナキトキ

三 在監人獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シテ逃走セントスル者アルニ際シ之ヲ制止スルモ服從セズ拔劍スルニアラサレハ他ニ防禦ノ衛ナキトキ

四 任監人ヲ強奪シ又ハ暴行ヲ爲シテ在監人ノ逃走ヲ助シル者アルニ際シ之ヲ制止スルモ服從セズ拔劍スルニアラサレハ他ニ防禦ノ衛ナキトキ

八 在監人器物ヲ以テ抵抗ヲ試ル者アルトキハ拔劍スルニ先ダテ器物ヲ放擲スヘキ旨ヲ命スルコトヲ怠ルヘカラス

九 拔劍ノ後兇徒畏服ノ狀ヲ顯ハスルハ傷害セサル様ニ注意シ穩ニ取押フルコトヲ勉ムヘシ

十 拔劍スルルハ他人ニ傷害ヲ及ホサル様注意にあらすして 硯をかすべからず若輩の族有之

一 祇候之人御座敷其外ちりちと仕儀堅可申斷事
一 掃除以下堅可申付事
附小便所の外小便すべからざる事

右條々堅申渡若於無承引者急度可致言上自然令用拾以來偏聞候におゐては權阿彌曲事たるべき者也

同二十年三月晦日（此年七月十三日）（日元和と改正）二代將軍秀忠駿府の町司彦坂九兵衛光正城下の神踊を禁す是れ巫祝の民を欺く故也今日太田備中守資宗安藤治右衛門正次に各五百石を加へ賜ふ
元和元年五月十五日

條々

一大ひたひの事
一大なてつけ大すりさけの事
一下髭をさ候ものゝ事
一大刀さし候ものゝ事
一長わきざし指候ものゝ事
一朱さやさし候ものゝ事
一大つバ大角鏝さし候ものゝ事
右七か條相背輩於有之は其身は籠舎主人は爲過料

スヘシ
十一 拔劍シタルルハ兇徒ニ負傷セシムルト否トニ拘ハラヌ其狀況ヲ看守長ニ具申スヘシ

●德川時代風俗警察一斑

凡そ世の人風俗即ち慣習を認めて道理とすること多し故に世の治安を謀るには風俗を變するより先きなるはなし今此に録する所の教令の旨は道德品行お鼓舞して淫風等を變するに在り
慶長十年八月十日（二代將軍秀忠）

條々

一 於殿中形儀以下慮外の躰於有之は見合次第其人へ相斷可致言上事

一 於殿中一所に寄合高難談有之者申斷可致言上事
一 御前近所におゐて高聲是又其人に堅可申斷事
一 御給仕並御取次の當番之人御蔭の御奉公令油斷付ては可致言上事

附當番の者長袴を爲持可相詰事
一 圍碁象戲しあひ打扇子きりすまひ以下於有之者可致言上事

一 御内書相調惣て書物所へ寄べからず並御用の儀銀子二枚宛可申付但下ひけ置候者の儀主人爲過意銀子三枚可出之事

一 於腰掛高難談仕候者之事
一同あたまつゝみ候者事
一 腰掛にふせり又は鏡を見並足をなけ出し居候者事

一道路に立候て往還をさまたけ並大手橋に立欄干によりかゝり居候者事
一 腰掛にて謠舞小うたうたひ候者事
一 高もゝたち取候者事

附高もゝたち取候者供に召連候者之事
右六ヶ條相背者於有之は其身に申斷無承引輩に主人之名字を尋もし不申付者則どらへ可籠舎主人は爲過意銀子五枚宛可出之事

一 一たび吸候者見合に可成敗事
一 小者草履取絹布類着候者於有之は其身の衣裳をはぎ取べし主人は爲過料銀子二枚可出之事
一 御目付面々御法度之旨申付候儀致違背其上令難言自然刀に手をかけ候者斬罪たるべし同主人は過料として銀子五枚可出之事

●防火の目的を以て壞崩したる建

物に對する損害賠償の要否に就て

快 哉 生 投

火災防禦の一手段として家屋倉庫等、諸建物の取崩を必要とするは勿論のことなるか、其の取崩に係る建物の所有者は其の損害に對し、賠償を要求し得るや否や、又若し要償し得べきものとすれば何人に對して之れを爲すべきやは、一の價值ある疑問に属す、或人嘗て此の事を予に諮ひ、且つ歐米に於ける各國の實例如何を問ふ、因りて諸書に涉獵し、稍々英米及び歐洲大陸に於ける一二國の法令、習慣、判決例等を蒐集し、添ふるに卑見を以てし、以て或問に答へたることありき、左に錄する所は則ち當時探求の一部にして、米國マサチューセツト州に於ける現行防火規則中より提出せるものとす、本問に對する卑見の如何は他日機を得て大方の叱正を請はんと欲すれども、今先つ一部の抄録を以て讀者の注意を喚起し、併せて講學に資せんことを庶幾す

第三節 出火の危急に際し、現場に在る消防吏の

全數若くは其の三人（消防吏の設置なき都市に在りては出火現場に在る都市參事員若くは都市參事員若くは都市市長及び消防吏

共に不在あるときは現場に在る民吏二人以上、倘し又二人以上の民吏現在せざるときは出場の軍吏二人以上）以上に於て、火災の蔓延を遏止するに必要なりと認むるときは、其の合議を以て如何なる家屋建物と雖とも之れか取崩を命ずることを得

（原註）一人の消防吏は火災の蔓延を遏止するが爲め單獨以て家屋取崩を命ずるの權なきこと、毫も一私人に異ならず、是故に火勢、又は其の他已むを得ざるの事故に因り、他の消防吏又は本節載する所の吏員、現場に到ること能はざるが爲め、定規の員數に満たざるときは、單獨孤立の消防吏は空しく袖手傍觀の位置に立たざるを得ず

第五節 家屋又は建物の取崩にして火災蔓延の防遏手段として奏效したるとき、又は火の右家屋建物に達せざるに先ち既に終熄したるときは、所有者は都市より相當の賠償を要求することを得但し右家屋建物にして最初發火したるものに係るときは所有者は賠償を要むることを得ず

然レモ學級ニ入り又ハ教師ノ廻訪ヲ受ケテ學習スルハ役業ニ精勵シ且ツ行狀

る、都市參事員若くは都市長及び役

係るときは所有者は賠償を要むることを得ず

然レモ學級ニ入り又ハ教師ノ廻訪ヲ受ケテ學習スルハ役業ニ精勵シ且ツ行狀
ヲ良好ニシ以テ第二期ニ進入シタル囚人ニアラサレハ能ハサル所トス而シテ
第一期ヨリ進ンテ第二期ニ入ルハ纔カニ一箇月ヲ以テ爲スコトヲ得ルモノト
ス、學習ニ關シ斯ノ如キ制限ヲ設クルノ必要ナル所以ハ蓋シ斯ノ如クスルトキ
ハ囚人ハ學習ヲ視テ以テ一ノ特典トナシ之レニ浴セントスルノ情念ハ能ク精
勵ト改善トヲ促スニ足ルモノアレハナリ且ツ夫レ受刑ノ初期ニ當リテヤ囚人
ノ痛苦ヲ感スルコト殊ニ甚シク隨ツテ又懲戒阻止ノ效驗最モ著大ナルヘキモ
ノナリ然ルニ學習ノ爲メ其ノ效驗ヲ減殺スルハ策ノ得タルモノニアラサルナ
リ、況ンヤ精勵ト改善トノ程度ニ隨ヒ囚人ノ待遇ヲ寛容ニスヘシトスルハ是レ
進級法ノ基本ナルニ於テオヤ其ノ入監ノ當初ヨリ學習ヲ許サハルハ寔トニ至
當ノ制法ト謂フヘキナリ而シテ獄内懲罰ニ著シキ減少ヲ視タルハ職トシテ進
級法ノ實施ニ是レ由ルモノトス
將タ又學習ヲ獎勵センカ爲メ凡ソ囚人ニシテ隨時朋友等ニ書信スルノ特權ヲ
行ハント欲スル者ハ豫メ若干時間ノ教授ヲ受ケ、自書以テ通信スルヲ得ルモノ

トセリ此ノ規定ハ能ク四人ヲシテ學事ニ精勵シ自カラ砌礎スルニ至ラシムヘキナリ 一五八

教法師ハ隨時四人ヲ試験シ其ノ進歩如何ヲ査定スルノ責務ヲ有ス
將タ又教育吏員ノ如キ監獄管理ノ地方官憲ノ掌裡ニ在リシ當時ニ在リテハ之
レカ設置ナキ監獄極メテ多カリシカ、今ヤ何レノ監獄ト雖モ之レカ設置ヲ視サ
ル所ナキノミナラス益々其ノ員數ヲ増加シ且ツ一定ノ標準ニ依ツテ之レヲ配
置セリ是故ニ現時在監人員ハ之レヲ地方官憲ノ經理ニ屬セル當時ニ比スルニ
殆ント二割斗ノ減少アルニ拘ラス、教育吏員設置ニ要スル費用ハ實ニ二千二百

三十磅ノ増額ヲ視ルニ至レリ
○現行獄内教授法ノ要畧
十六歳未満ノ幼年囚ハ學級ニ編制シ合同以テ毎日一時間ノ授教ヲ受クルモ
ノトス但シ法律又ハ規則ニ據リ他ノ囚徒ト混同スルコトヲ得サルモノハ此
ノ限ニ在ラス
幼年囚ヲ除キ總テ他ノ囚人ニシテ其ノ刑期四箇月以上ニ至ルモノハ其ノ階級ヲ左
如シ

教法師其ノ學力ヲ檢定シ各相當ノ階級ニ編入スルモノトス其ノ階級ヲ左
如シ

第一級 ナシヨナル、クサエナ一編纂第一讀本ヲ讀ムコト能ハサル者

第二級 第一讀本ヲ讀ミ得ルモ未タ第三讀本ニ達セサル者

第三級 既ニ第三讀本ニ達シタル者

第一第二級ノ囚人ニシテ其ノ齡四十ヲ超ヘサル者ハ讀書習字及ヒ算術ノ三
科ニ就キ教授ヲ受クルモノトス但シ若干ノ制限ニ從フベキコト勿論ナリ
前項ノ年齡ヲ超ユル囚人ト雖モ特殊ノ情狀アル者ハ特ニ教授ヲ受クルコト
ヲ得

囚人ニシテ全ク學習ノ能力ヲ缺ク者及ヒ怠惰ナル者ハ教授ヨリ除外セラル
、モノトス但シ後者ハ期日ヲ限リ除外セラル、モノトス

再犯以上ノ囚人ニシテ學習セシメサルヲ可トスル者モ亦除外セラル、コト
アルヘシ

第三級ノ囚人ハ單ニ習字算術ノ二科ニ就キ教授ヲ受クルモノトス但シ其ノ

教授ヲ必要トスル場合ニ限ル

第三級ノ囚人ニハ書籍ヲ貸付スルト共ニ石盤及ヒ石筆ヲ給與シ以テ自修ニ便ナラシム

教授ノ程度ハ左ノ如シ

讀書ハ第三讀本ニ達スルヲ以テ定限トス

習字ハ誦讀シタル書籍ノ一部ヲ謄寫シ及ヒ其ノ謄寫ヲ流讀シ得ルヲ以テ定限トス

算術ハ簡單ナル勘算及ヒ小額ノ暗算ヲナシ得ルヲ以テ定限トス

第一級ノ囚人ハ讀書ニ限リ教授又ハ教授ノ用ニ供スル場所ニ於テ合同以テ授業スルモノトス其ノ他ノ學科及ヒ第二第三級ノ囚人ハ監房ニ於テ各別ニ授業スルモノトス

囚人ニシテ第二讀本ヲ流讀シ得ル者ニハ圖書室備付ノ書籍ヲ貸付シ監房内ニ於テ之レカ看讀ヲ許ス

監房ニ於テスル授業ハ每週二回ニ下ヲナシタルハ要ス

十五分以上ニシテ各回少クモ二日ノ間隔アルヲ要ス

教室ニ於テスル授業ハ每週二回ニシテ一回ノ授業ハ半時間ヲ以テ限リトス

(但シ囚人ヲ召集シ及ヒ之レヲ退場セシムル爲メニ要スル時間ハ此ノ限外ト

ス)各回少クモ二日ノ間隔ヲ要スルハ前項ニ同シ

凡テ教授ヲ受クル囚人ハ入級ノ際及ヒ卒業ノ前試験ヲ受クルモノトス試験

ハ教授師又ハ助教師之レヲナシ其ノ成績ハ教授師親カラ授業簿ニ登錄スヘ

キモノトス

第二第三級ノ囚人ハ規則上朋友等ニ信書スルノ特權ヲ有スルカ故ニ其ノ機

會ヲ利用シ益々自カラ研磨スルヲ得セシメンカ爲メ凡テ信書ハ自カラ認ム

ルコトヲ要ストナシ或ル特別ナル場合ヲ除クノ外ハ他人ノ代書ヲ記サ、ル

モノトセリ又第一級ノ囚人ハ入級ノ當時信書二通ニ限リ他人ノ代書ヲ許ス

ト雖モ特別ナル場合ノ外ハ總テ之レヲ許サ、ルモノトス

將タ又囚徒ノ給與食物ニ關シテハ一定ノ制規ヲ置キ各監獄悉ク之レニ遵由ス

へキモノトセリ、此ノ制規ハ學問上ノ原理ニ基ツキ實際上ノ智識ヲ參シテ初メテ確立シタルモノトス

一六二

大凡治獄ニ關スル問件ニシテ紛爭ノ生出セル意見ノ分岐セル蓋シ給與食物ノ問件ヨリ太甚シキハナカルヘシ、一千八百六十二年貴族院ノ特選委員ハ各監獄ニ於ケル給與食物ニ畫一ヲ歎キ其ノ品質分量ニ至リテハ不同懸隔ノ甚シキモノアルコト實ニ言語ニ斷ヘタリト極言セリ、當時給與食物ニ關シテハ一定ノ規制ナク唯一千八百四十三年ニ内務省ヨリ指示シタル一ノ標準アリシノミ然レモ此ノ標準ニ依據シテ給與食物ノ制ヲ定メ且ツ之レヲ行ヒタルモノハ極メテ過キサリキ、一千八百六十四年更ラニ前制ヲ改定シ以テ食物ノ齊一ヲ確保セント力メタレモ遂ニ其ノ効ナク、其ノ實施上ノ成績ハ却ツテ前制ニ及ハサルモノアリキ、何トナレハ當時現存セル地方監獄ハ總數百十四ナリシニ改定ノ標準ニ遵由セル監獄ハ總數ニ二十六ニ過キサリシヲ以テナリ、各監獄ニ於ケル給與食物ノ景況斯ノ如クナルヲ以テ政府ハ前制ニ改定ノ標準ニ

採何故ニ軍用銃ノ製造ヲ許サハルヤ〔ビストール〕及免許銃ノ製造ヲ許ス程ナレハ軍用銃ノ製造ヲ許スモ妨ケナキカ如シ然ルニ試ニ製造スルサヘモ願出許可ヲ經ルノ手數トセラレタルハ其旨趣ノ在ル所ヲ詳ニセストノ疑團ヲ抱クモノナキニアラス宜ナリ其疑團ノ生スル蓋シ軍用ニ供スヘキ銃器ハ陸軍省ニ於テ早々大工場ヲ設ケテ之レカ製作ニ從事シ海軍省モ亦兵器局ノ設ケアリ陸海二軍ノ供給ハ民間ノ製作ヲ要セサルナリ既ニ不要ノモノトスレハ人民ニ其製造ヲ許スハ危險ノミアツテ利益ナシ然ハ則之ヲ許サハルニ於テ何カ有ラン然レトモ軍器發明ノ途ヲ塞クハ知識發達工業進步ノ點ニ於テ歎ナキ能ハス故ニ尤モ新ニ奇巧便利云々ノ文字ヲ加ヘテ取除ノ場合ヲ示サレタリ

奇巧便利ノ發明トハ知識ノ發達工藝ノ進歩ヲ獎勵セン爲メニ特ニ規定サレタルモノナリ此奇巧便利トアルハ銃砲ノ全体ノミニ關セス其一部分ニテモ奇巧便利ナル機械ナレハ試ノ爲メ製造スルヲ得ルモノトス總テ新發明ニ係ル銃砲ナレハ一度之ヲ製造セサレハ果シテ其用ヲ爲スヤ否ヲ知ルニ由ナシ故ニ管轄廳ニ願出免許ヲ得テ之レカ製造ニ着手スヘキナリ此出願ノ際ニハ發明ノ順序

現行警察規則釋義

一六五

其奇巧便利ナル所以、一般ノ銃砲ト異ナル特性、使用ノ目的等ヲ詳細ニ記載シ成ルヘク精密ナル圖ヲ附スルヲ要ス且此銃砲ニ属スル説明書ヲ缺クヘカラス願書ハ地方廳ヨリ主管省即チ内務省ニ差出シ内務省ニ於テ審査ノ上陸軍省ノ意見ヲ諮ヒ果シテ有用ノモノト見認ムルトキハ地方廳ニ試製許可ノ指令ヲ與ヘ若シ不用ノモノト見認ムルトキハ願書ヲ却下ス其方法適法ニシテ製造ノ上ハ有用ノモノナルヘシト鑑定シタルモノハ地方廳ヲシテ之ヲ試製セシメ製造シタル銃砲ハ所管師團若クハ旅團ニ差出シ其良否ノ検査ヲ得或ハ陸軍省ヘ送付シテ検査ヲ受クヘシ若シ軍用ニ適スルモノナレハ之レニ製造免許ノ許可ヲ與ヘ特許製造タルコトヲ得ルナリ茲ニ西洋免許ノ法ニ倣ヒ云々トアレトモ本則發布ノ時代ニハ特許規則等ノ定アルコトナシ故ニ今日ノ如ク發明者ヲ利スルノ法ナシ是レ西洋免許ノ法ニ倣ヒ云々ト規定サレタルナリ今ハ專賣特許ヲ得ルノ法律アルヲ以テ此項ハ自然消滅シタルモノトス

鯨獵銃ノ製造ハ數年前之ヲ許サレタリ此銃器ハ免許銃トシテ取扱フコトハ前回既ニ之ヲ述ヘタリ其製造ヲ許サレタルハ免許銃ナルカ故ニアラス異處使用

ノ目的軍用ニアラス只一ノ獵器タルニ過キサレヲ以テナリ

是迄銃砲並彈藥類賣買致來候者ハ現今所持ノ物品員數等無遺漏書記シ管轄

廳ヘ爲差出其廳ヨリ東京武庫司ヘ可差出事

但東京大坂ノ儀ハ賣買ノ者ヨリ直ニ武庫司ヘ可届出事

此條項ハ當時ノ必要ニ依テ規定シタルモノニシテ今日ニ於テハ殆ント規則トシテ見ルヘキモノニアラス全ク法律規則ノ末條ニ附則トシテ掲出スルモノト同一ナリ故ニ條文ニ特殊ノ意味ヲ含ムコトナク單ニ其手續ヲ示シタルニ過キス隨テ解説スヘキ事項ナシ

銃砲取締規則ノ講義ハ茲ニ終リヲ告グルト雖之レニ附隨シタル條規ノ二三有要ナルモノアリテ尙ホ小言ヲ費サ、ルヲ得サルアリ因テ之ヲ茲ニ講述スルコト、セリ

軍用銃獻納願處分方

明治十年十月内務省乙第三十四號達ニ據リ府縣廳ニ於テ其銃砲ヲ検査シ其軍用ニ適スルモノハ陸軍省ヘ稟議シ其指令ヲ受ケテ願意ヲ聞届ケ銃砲ハ便宜之

現行警察規則釋義

一六七

ヲ送致スヘシト雖該達文中明治八年第二百一十一號公達ハ廢止セラレテ今ハ賞與スヘキ規則ナシ

郵便脚夫短銃携帯ニ關スル規則

此規則ハ明治八年初メテ内務省丙第五號ヲ以テ驛遞寮ヨリ達シタルモノニシテ郵便脚夫護身ノ爲メ短銃一挺ツ、各個ニ貸與シ郵便物遞送ノ際携帯スルコトヲ許シタルナリ而シテ此短銃ハ郵便取扱役ヘ驛遞寮ヨリ一種ノ命令書ト與ニ之ヲ附與シ短銃預リ證書ハ取扱役ヨリ差出サシメタリ今ハ郵便取扱役廢セラレテ一般ニ郵便支局ノ取扱ニ屬スレハ此命令書ハ自然不要コナリシコト論ヲ待タス

短銃取締規則ハ十一項ヨリ成レリ短銃ノ取扱ヒ方發砲ノ取締發砲ニ因テ殺傷シタル盜賊ノ處分方短銃彈丸受授ノ手續等ヲ規定セリ此規則ハ短銃ト與ニ之ヲ交付スルコト、セリ

又金子入書狀及郵便諸費遞送ヲ命シタル内國通運會社ノ宰領ノ者ニ賊難防禦ノ爲メ短銃ヲ提携スルコトヲ許サレタリ

西洋形船舶ヘ賊難防禦ノ爲メ大小砲設備ノ免許

明治八年五月布告第九十八號ヲ以テ之ヲ規定セリ別テ五條トシ其第一條ハ海軍官船ヲ除ノ外諸官廳所轄ノ西洋形船及人民所有ノ西洋形商船ヘ大砲口徑四寸以內二門小銃三拾挺設備スルコトヲ得セシム其第二條ハ大砲一門ニ彈藥五拾發小銃一挺ニ百發迄ヲ備フルコトヲ許ス其第三條ハ銃砲ノ設備ヲナストキハ省使ハ正院今ハ正院ナシ又使モナケレトモ使ハ北海道廳ト見テ可ナリヘ上請シ府縣ハ内務省ヘ申請シ許可ヲ受ケ人民ハ管轄廳ヘ願出許可ヲ受クルコトトス其第四條ハ銃砲ノ設備ヲ許可セシトキハ之ヲ海軍省ヘ通知シスルコトヲ定ム人民ノ分府縣ヨリ内務省ニ届出テ内務省ヨリ海軍省ヘ通知ス其第五條ハ外國ヨリ買入レタル船舶ニ設備セル銃砲彈藥ハ尙ホ前條ノ手續ニ依ルコトヲ定ム此但書ニ銃砲彈藥ヲ買入ル、節ハ銃砲取締規則ニ從フヘシトアリ此但書ハ獨リ第五條ニノミ入用アリテ規定シタルニアラス全体ニ就テ之ヲ注意セシモノナリ之ヲ五條ノ但書トシテ讀下セハ本文ニ前條ノ手續ニ依ルヘシトアルニ抵觸シ且船舶ニ備付アルモノヲ別ツノ煩雜ヲ生スヘシ又第三條第四條ニ正

廣告

客年分本會々費未納ノ諸君ニシテ引續
キ雜誌購讀ノ向ニ限リ該延滞金左ノ割
合ヲ以テ月賦拂込ヲ諾ス但已ニ購讀ヲ
廢シ又ハ爾後購讀ヲ廢セラル、キハ金
額ノ如何ニ係ラス一時送金ヲ乞フ

一金二拾錢以上五拾錢以下二ヶ月賦

一金五拾錢以上壹圓以下三ヶ月賦

一金壹圓以上四ヶ月賦

右ノ割合ヲ以テ第二卷第一號以下前金

ト俱ニ直ニ御送金アリタシ

主 任 磯 村 兌 貞

●本誌第九號寄書欄内ニ掲載セシ群馬
縣福原三箴氏ノ寄送ニ係ル在監人番

號施行方ニ就テノ諸表掲載方甚タ遷
延シ當局者中ヨリ屢々御督責ヲ蒙リ
今回漸ク木版出來セシヲ以テ本誌及
次號ニ分載スルコトセリ聊カ緩慢ノ
罪ヲ謝ス

編 輯 部

明治二十四年二月廿四日印刷
明治二十四年三月十八日出版

東京四谷區荒木町廿二番地

發行人 磯 村 兌 貞

東京同區同町同番地

印刷人 近 藤 劍 二 郎

發行所 警察監獄學會
東京四谷區荒木町二十二番地